

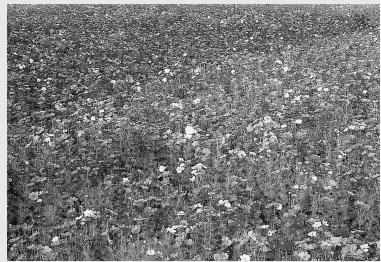
さぬき市総合計画 基本計画

2005年(平成17年) さぬき市

SANUKI CITY



SANUKI CITY



目次

CONTENTS

1章	基本的な考え方	3
1	基本計画の趣旨	4
2	基本計画の性格	4
3	基本計画の方針	5
4	計画の期間	5
2章	施策展開	7
1	総論	8
2	各論	11
基本施策①	活力ある産業基盤づくり	11
基本施策②	行政改革による健全な財政基盤づくり	16
基本施策③	暮らしを支える安心快適なまちづくり	20
基本施策④	市民が主体のまちづくり	29
基本施策⑤	情報化と交流連携のまちづくり	34
基本施策⑥	健全な心身と思いやりをはぐくむ 健康・福祉のまちづくり	39
基本施策⑦	主体性・創造性・生きがいをはぐくむ 教育・文化のまちづくり	54
基本施策⑧	自然環境保全と環境に配慮したまちづくり	68
3章	目標達成のために	75
1	取り組みの進行管理	76
2	市の財政運営	77
3	まちづくりの指標	78
参考	戦略について	85
資料		93
	さぬき市総合計画審議会への諮問	94
	さぬき市総合計画審議会からの答申	95
	さぬき市総合計画基本計画策定の経過	98

SANUKI CITY



1章 基本的な考え方

1 基本計画の趣旨

2 基本計画の性格

3 基本計画の方針

4 計画の期間

1 基本計画の趣旨

さぬき市は、2002年（平成14年）4月1日に、香川県大川郡津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町が対等合併し、新しく市制施行しました。

新市では、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会が策定した新市建設計画の施策の方針に沿って運営をスタートし、2004年（平成16年）3月、市の進むべき方向についてより詳細かつ具体的な内容を示す、さぬき市総合計画基本構想（以下、「基本構想」という）を策定しました。基本構想では、2014年度（平成26年度）までの中・長期的な展望に立ち、基本理念を「自立する都市」と掲げました。

さぬき市総合計画基本計画（前期）（以下、「基本計画」という）は、この基本構想の実現に向けて、今後5年間でさぬき市において特に優先すべき重点的な取り組みを掲げた計画書として策定したものです。

2 基本計画の性格

- (1) 基本計画は、基本構想に掲げたまちづくりの基本理念「自立する都市」を常に意識し、今後各種取り組みを選択し、実施する際に「自立」を最優先することを掲げて策定したものです。
- (2) まちづくりの主役は市民であることを常に念頭において、市民・議会・行政の協働により基本計画を推進していきます。
- (3) さぬき市では、基本構想策定後の2004年（平成16年）に記録的な台風災害が発生し、市民の生命や生活を守ることの重要性をより強く受け止めるとともに、多大な被害の復旧に取り組む責務を再認識しました。また、さぬき市は東南海・南海地震防災対策推進地域の指定も受けており、前期基本計画期間である今後5年間は、災害復旧や防災等、市民の安心・安全・防災に関する基本施策の取り組みについて、特に優先して取り組むこととします。
- (4) 基本計画の重点的な取り組みに関しては、今日の急速な社会情勢の変化に適切に対応するよう、変更・追加・中止等、柔軟に見直しを行います。
- (5) 基本計画では、既に実施している取り組みに加え、中・長期的に考え早急に実施すべき取り組みを掲げています。
- (6) 基本計画では、市が主体となる取り組みのほか、国や県等の取り組みについても、市に関連のあるものは掲げており、関係機関に対して積極的な支援と協力及びその円滑な推進を期待することを前提としています。

3 基本計画の方針

「自立」とは、「自らの意思に基づいて考え、行動することができる」とあり、「自立する都市」を目指した取り組みを進めるためには、市民・議会・行政がともに地域自治において自立の意識を持ち、新しい関係を構築することが必要です。

それは、従来のように、多大なコストをかけて行う行政サービスの提供ではなく、それぞれの新しい役割分担により、一つの協働社会を構成していく関係にあると考えます。

また、そのような新しい関係性の中で、行政は、人・物・金・情報といった行政資源を使って、市民生活の基盤整備と、さぬき市の将来に向けた取り組みを実施し、さぬき市が自立できる財政基盤を持たなければなりません。

基本計画においては、このような考え方に基づいて、基本構想で定めた基本施策ごとの目標と、その実現のための基本戦略及び具体的方策を明確にしました。

そして、それぞれの具体的方策を実施するための重点的な取り組みを選択するに当たっては、下記の方針に基づきました。

【重点的な取り組みの方針】

- ①市民と議会と行政に自立を強く意識づけ、動機づける取り組みであること。
- ②市民の主体性を重んじる取り組みであること。
- ③徹底的な見直しを行って無駄を省き効率化を図る取り組みであること。
- ④効率化を図ると同時に、有意義な未来への投資に、積極的に対応する取り組みであること。
- ⑤地域の資源をいかし、新しい価値を見出す取り組みであること。
- ⑥コミュニティをはぐくみ、地域活動を育てる取り組みであること。
- ⑦旧5町ごとのエリアにとらわれることなく、さぬき市全体を視野に入れ、一体感を醸成する取り組みであること。
- ⑧地方自治の原点にかえり、他の自治体の例にとらわれることなく、さぬき市独自の施策を生み出す取り組みであること。
- ⑨世代間、地域間の交流の円滑化を図る取り組みであること。
- ⑩新しいさぬき市を担う子どもたちの幸福につながる取り組みであること。

4 計画の期間

計画期間は、2005年度（平成17年度）から2009年度（平成21年度）までの5年間とします。

SANUKI CITY



2章 施策展開

1 総論

2 各論

1 総論

基本構想では、まちづくりの基本理念「自立する都市」を目指す4つの基本目標と8つの基本施策を定めています。基本計画の施策展開においては、その基本施策に基づく目標や、目標に対する基本戦略、具体的方策を次のように定めます。

「目標」は、基本施策において、どのような成果を実現するのか、目標像を表しています。

「基本戦略」は、目標の達成に向けて、何をすべきかを定めたものです。

「具体的方策」は、基本戦略の具体的な方向を定めたものです。

基本施策	目標	基本戦略	具体的方策	
① 活力ある産業基盤づくり	市内総生産が増えしていくまちをつくる 【産業基盤】	1 事業者数を増やすことを支援する	1-1	新規事業者の創出を支援する※
		2 事業者の収益を増やすことを支援する	2-1	売れる商品・製品づくりを支援する
			2-2	販路拡大を支援する
			2-3	既存産業の活性化を支援する
	財政の収支バランスがとれているまちをつくる 【財政基盤】	3 税収を増やす	3-1	納税者を増やす※
		4 支出を減らす	3-2	個々の税収を増やす※
			4-1	行政改革を進める※
			4-2	借金を減らす
	自分たちの安全は自分たちで守れるまちをつくる 【安全】	5 災害に強いまちをつくる	5-1	災害に強い基盤をつくる※
		6 犯罪をなくし市民を守る	5-2	災害に対応できる体制をつくる※
			6-1	防犯体制をつくる※
		7 交通事故を防止する	6-2	防犯教育・啓発をする※
			7-1	交通安全体制をつくる
		8 市民生活の利便性を向上する	8-1	市民生活に必要な基盤を充実する※
		9 美しいまちにする	9-1	街並み（都市環境）を整備する※
④ 市民が主体のまちづくり	市民の主体的な活動の活発なまちをつくる 【市民主体】	10 コミュニティ組織を活性化させる	10-1	コミュニティ体制をつくる※
		11 市民と行政の協働を進める	10-2	コミュニティ活動を充実する
			11-1	市民に開かれた行政を進める※
			11-2	協働の仕組みと体制をつくる
	情報コミュニケーションの活発なまちをつくる 【情報化】	12 情報体制を充実する	12-1	推進体制を充実する※
		13 情報のインフラを整備する	12-2	情報コンテンツ（内容）を充実する
			13-1	CATVを充実する
⑤ 情報化と交流連携のまちづくり	市民交流の活発なまちをつくる 【交流】	14 対外的な市民交流を活発にする	14-1	交流を充実する※
		14-2	交流施設の特色化を図る	

基本施策	目標	基本戦略	具体的方策	
⑥ 健全な心身と思いやりをはぐくむ健康・福祉のまちづくり	健康で暮らせるまちをつくる 【保健】	15 健康づくりを進める	15-1	心身の健康づくりを充実する※
		16 病気を予防し健康を保つ	16-1	生活習慣を改善する
		16-2	保健指導・健康管理を充実する	
	安心できる医療環境のあるまちをつくる 【医療】	17 包括的な市民ケア体制をつくる	17-1	保健・医療・福祉の連携を図る
		18 市民が安心して利用できる医療施設をつくる	18-1	医療施設を充実する※
		18-2	医療設備を充実する	
	社会的弱者が自立できるまちをつくる 【福祉】	19 地域に密着した医療サービスを行う	19-1	医療サービス体制を充実する
		19-2	小児医療サービスを充実する	
		19-3	リハビリテーション・サービスを充実する	
	安心して子どもを産み育てることができるよう支援する 【福祉】	20 安心して子どもを産み育てることができるよう支援する	20-1	地域で子育てを支え合う体制にする※
		20-2	子育て支援内容を充実する	
		21 障害者が自立できるよう支援する	21-1	地域で障害者を支え合う体制にする※
		21-2	障害者の自立支援内容を充実する	
	高齢者が自立できるよう支援する 【福祉】	22 高齢者が自立できるよう支援する	22-1	地域で介護を支え合う体制にする※
		22-2	高齢者の自立支援内容を充実する※	
⑦ 主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり	差別がなく人権が守られるまちをつくる 【人権】	23 人権を尊重する教育・啓発を行う	23-1	人権・同和教育を進める※
		23-2	人権啓発を進める	
	生きる力と人間性豊かな心をはぐくむ教育が行われるまちをつくる 【教育】	24 男女共同参画社会を実現する	24-1	「さぬき市男女共同参画プラン」を推進する
		24-2	暴力を防止し被害者を救済する	
		25 学校教育を充実する	25-1	子どもの教育を充実する※
		25-2	幼児教育を充実する	
		25-3	教職員の資質・能力を向上する	
	26 家庭教育を充実する	26-1	家庭や地域と連携した教育を行う	
	生きがいを持って生涯を送れるまちをつくる 【生涯学習】	27 生涯学習を充実する	27-1	多様な生涯学習内容にする※
		27-2	地域での学習活動を進める	
		27-3	子どもの交流学習を進める	
	28 スポーツを振興する	28-1	地域でのスポーツ活動を進める	
さぬき市の文化を学び、継承し、独自の文化を創造するまちをつくる 【歴史・文化】	歴史・伝統文化を継承する	29-1	伝統文化を学び継承する※	
		29-2	文化財を保全する	
		29-3	歴史・文化を保全し活用する	
	30 新しい文化をつくる	30-1	発表活動を支援する	

基本施策	目 標	基本戦略	具体的方策	
⑧ 自然環境保全 と環境に配慮 したまちづくり	健康な暮らしを支え る自然があるまちを つくる 【自然環境】	31 自然と緑を守 る	31-1	自然保全活動を進める※
	エネルギー・資源循 環型社会のまちを つくる 【エネルギー】		31-2	森林を保全する
	32 資源循環を進 める	31-3	自然に親しむ場をつくる	
		32-1	廃棄物減量・再資源化を進 める※	
		33 エネルギー循 環を進める	32-2	環境管理体制をつくる
			33-1	エネルギーを有効活用する
		34 環境を守る	33-2	地球温暖化を防止する
			34-1	環境を保全する
			34-2	環境学習を進める
			34-3	環境保全体制をつくる

・「※」は最重視する具体的方策

以上の目標達成に向けた施策展開を次に示します。

2 各論

基本施策 ① 活力ある産業基盤づくり

■目標〔産業基盤〕

市内総生産が増えていくまちをつくる

■目標に対する基本戦略

1 事業者数を増やすことを支援する

2 事業者の収益を増やすことを支援する

■具体的方策

1-1 新規事業者の創出を支援する※

2-1 売れる商品・製品づくりを支援する※

2-2 販路拡大を支援する

2-3 既存産業の活性化を支援する

・「※」は最重視する具体的方策

(1) 重点的な取り組み

1 事業者数を増やすことを支援する

1-1 新規事業者の創出を支援する※

《最重点的な取り組み》

産官学の連携による起業化調査を実施します。

製造業やサービス業といった既存産業に加え、情報産業や環境産業といった分野においても、既存産業に活性化の相乗効果をもたらすような新しい事業者を創出することを最重視します。

そのため、大学の研究技術能力や教育研究者の協力・支援を受け、研究機関や専門家、企業、行政等が連携して、新規産業創出の可能性や将来の市場性について調査研究し、新規ビジネスチャンスの拡大や起業家の創出につなげていくよう、産官学の連携による起業化調査を実施します。

《重点的な取り組み》

新規事業者を創出するため、商工業等における起業家の支援、産官学の連携による情報交流支援や、新規就農者・リーダー的農業者・女性就農者等、多様な担い手の育成支援の施策を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
1 事業者数を増やすことを支援する	1-1 新規事業者の創出を支援する※	1 新	☆産官学の連携による起業化調査	...	→				政策課
			研究機関・企業・大学・行政等の産官学の連携した新規産業創出の可能性や市場性について起業化調査を行う。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
1 事業者数を増やすことを支援する	1-1 新規事業者の創出を支援する※	2 新	起業家の支援	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	→	商工観光課
			起業に必要となる経営ノウハウや資金計画等の研修講座を開催する。						
		3 新	産官学の連携による情報交流の推進	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	→	政策課 商工観光課
			専門家・企業・大学・行政等様々な分野の有識者による新産業の創出のための情報交換会組織を設置する。						
		4	新規就農者支援	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	→	農林水産課
			農業後継者や新規就農者に対する経営基盤整備や体験の場づくり等、育成支援施策を充実する。						
		5	リーダー的農業者(経営体)の育成支援	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	→	農林水産課 農業委員会
			農業経営感覚に優れた地域のリーダー的農業者(経営体)を育成・確保し、地域農業の活性化を図る。						
		6	多様な担い手の育成支援	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	→	農林水産課 農業委員会
			女性就農者を含む担い手対策と集落営農の推進を図るとともに、農林水産業の各分野のモデル指定や、地域ぐるみの生産システムの確立、女性の経営参画の促進を行い、収益性の高い軽量野菜の栽培研究等を検討する。						

- ・番号欄の「新」は新しい取り組み
- ・取り組み事項欄の網掛と「☆」は最重点的な取り組み
- ・取り組み年度欄の ■■■■■ は準備期間、→ は実施期間

2 事業者の収益を増やすことを支援する

2-1 売れる商品・製品づくりを支援する※

《最重点的な取り組み》

新産業創出の戦略的産業ビジョン・実施計画を策定します。

さぬき市の産業が自立基盤となりうるような、収益を生み出す産業構造となっていくよう支援することを最重視します。

そのため、さぬき市の産業の将来構想や具体的戦略、施策を明確にする戦略的産業ビジョンと実施計画を策定することに取り組みます。

新産業の将来性・マーケティング調査研究等を行い、産官学の連携による新商品開発や、ケーブルテレビ(以下「CATV」という)の情報基盤を活用した情報化戦略による産業技術競争力の向上等、具体的戦略計画を策定します。

《重点的な取り組み》

売れる商品・製品づくりを支援するため、特産品づくりの戦略策定と研究、ブランド化支援に取り組むとともに、おへんろや市内の温泉施設、自然環境等から感じられる癒しを、観光振興や商業振興等につなげるための施策を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
2 事業者の収益を増やすことを支援する	2-1 売れる商品・製品づくりを支援する※	7 新	☆戦略的産業ビジョン・実施計画の策定				→		政策課 商工観光課
			さぬき市の自立を支える産業基盤づくりに向け、新産業創出の将来構想や戦略を策定するための調査・研究・検討を行い、明確な戦略的産業ビジョンを打ち出す。それに基づく実施計画を策定する。						
		8 新	産官学の連携による商品開発			→			商工観光課
			専門家・企業・大学・行政等、様々な分野の有識者による新産業の創出のための共同研究開発組織を立ち上げる。 全国的に有名な、さぬきうどんのイメージのあるさぬき市の新しいさぬきうどん産業創造に係る調査・研究・開発等の検討を行う。						
		9 新	特產品づくり戦略計画の策定		→				農林水産課
			特產品づくりの推進に向けた基本方針の検討とともに、生産者・販売者等による推進体制をつくる。						
		10	特產品の研究		→				農林水産課
			水田農業構造改革の産地づくり対策において、さぬき市の振興作物と位置付けている品目をはじめ、地域やグループが一体となり創意工夫して進めている特產品づくりや、加工による付加価値の高い産物づくりをより一層推進し、ブランド化を図る。						
		11 新	観光資源の再発見		→				商工観光課
			さぬき市の観光資源を再整理し、専門家と市民代表による観光資源の発掘や各観光資源の有効な活用方法を調査・研究し、観光振興ビジョンを作成する。						
		12 新	お接待のまち再発見		→				商工観光課
			おへんろを通じて培われてきた、おもてなしの心や癒しのまちの良さを、おへんろや市外の人の目線によって発掘し、後世に残す。 また、自然・温泉・お寺めぐり等多彩な癒しの観光ルートの設定や、JR高松駅や高松空港からの癒し観光バスルート整備について検討する。 さぬき市の特徴として癒しを各施策にいかしていく。						
		13 新	グリーン・ツーリズムの実施		→				農林水産課
			市民農園を発展させ、泊り込みで週末に農業を楽しめるグリーン・ツーリズム（自然に親しむ滞在型余暇活動）としての農園づくりを行う。 高松市等の近隣地域からの利用拡大を図り、農家オーナーや市内の高齢者が平日の農園を維持管理する仕組みをつくる。						

2-2 販路拡大を支援する

《重点的な取り組み》

“地産他消”ともいるべき販路拡大の推進やそのための調査・研究等を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署	
				17	18	19	20	21		
2 事業者の 収益を増 やすこと を支援す る	2-2 販路拡大を支 援する	14 新	“地産他消”の推進					→	農林水産課	
		15 新	地元農産物の販路拡大・開拓に向け、関 係団体を含め、推進体制を整備する。 販路拡大のための調査・ 研究			→			商工観光課	
2 事業者の 収益を増 やすこと を支援す る	2-3 既存産業の活 性化を支援す る	16 新	さぬき市の事業者の収益を増やすためには、 どの分野の産業をどう展開していくべきか、その 販路拡大に必要なものは何か、事業者と行政 の役割分担はどうすべきか等を調査・研究する。 商店街の活性化支援					→	商工観光課	
		17 新	商店街の活性化支援 商工会と連携し、中心市街地活性化基本 計画の策定や中小売商業高度化事業 (TMO)の検討を行い、商店街の活性化のた めに商業者が実施する主体的な商業活性化 策を支援する。 空き店舗利用の新規起業者に対する助成 措置等を検討する。 地元企業への若者就職支援		■	■	■	■	→	商工観光課
		18	地元企業への若者就職支援 商工会と連携し、30歳未満の若者を対象に した市内企業の就職支援の総合的な窓口を 設置する。 就職活動支援や合同説明会、模擬面接会、 専門能力の研修講座を実施する。 採用を希望する地元企業が合同で就職希 望者に説明する機会を提供する。 新規立地企業の助成支援					→	商工観光課	
			企業誘致を図るため、市内に新規立地する 企業に優遇税制を措置する。							

2-3 既存産業の活性化を支援する

《重点的な取り組み》

既存産業の活性化を支援するため、商工業、農業、水産業等の振興施策を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署	
				17	18	19	20	21		
2 事業者の 収益を増 やすこと を支援す る	2-3 既存産業の活 性化を支援す る	16 新	商店街の活性化支援 商工会と連携し、中心市街地活性化基本 計画の策定や中小売商業高度化事業 (TMO)の検討を行い、商店街の活性化のた めに商業者が実施する主体的な商業活性化 策を支援する。 空き店舗利用の新規起業者に対する助成 措置等を検討する。		■	■	■	■	→	商工観光課
		17 新	地元企業への若者就職支援 商工会と連携し、30歳未満の若者を対象に した市内企業の就職支援の総合的な窓口を 設置する。 就職活動支援や合同説明会、模擬面接会、 専門能力の研修講座を実施する。 採用を希望する地元企業が合同で就職希 望者に説明する機会を提供する。					→	商工観光課	
		18	新規立地企業の助成支援 企業誘致を図るため、市内に新規立地する 企業に優遇税制を措置する。						→	商工観光課

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
2 事業者の 収益を増 やすこと を支援す る	2-3 既存産業の活 性化を支援す る	19	地産地消の推進					→	農林水産課
			地産地消の推進に向け、消費者・生産者・販売者等による連絡協議、推進体制をつくる。新鮮な地元産物の産直市を積極的に展開する。						
		20	農地の利用集積の推進					→	農業委員会
			荒廃農地の防止や遊休農地の解消、農地の有効利用を図るため、経営規模拡大志向農家へ農地の利用集積を進める。						
		21	中山間地域の振興支援					→	農林水産課
			有害鳥獣被害の拡大等、営農条件の厳しい中山間地域において、各地域の実績や条件に即した振興方策を支援する。						
		22	つくり育てる漁業の推進					→	農林水産課
			限りある水産資源を維持していくため、養殖等のつくり育てる漁業を推進する。						

(2) これまでの取り組み

さぬき市の主な産業は、商工業、農業、水産業です。

商工業では、高松東ファクトリーパークの企業誘致の促進、中小企業の金融支援、観光案内板整備、観光レクリエーション整備に取り組んでいます。

また、温泉施設については施設管理公社へ運営委託をしています。

農業では、農業の振興と農村環境の向上を目標に、各種事業を展開しています。

農業の主要施策としては、ソフト事業では、優良農地の確保、認定農業者等の担い手の育成と確保、担い手への農地の利用集積、女性農業者の地位向上支援、遊休農地の解消、中山間地域の有害鳥獣駆除対策、農業生産組織の育成、生産調整、家畜排泄物の適正処理、畜産農家の経営安定化対策等を、ハード事業では、農業生産基盤の整備、土地改良事業、ため池整備、農道整備、水路改良整備等も実施しています。

水産業では、つくり育てる漁業を目指し、海面養殖業の推進、水産種苗の中間育成助成、海洋牧場のクロダイ放流、小・中学生の水産教室、漁港整備等を実施しています。

林業では、水源かん養や土砂災害防止、地球温暖化防止等の森林の多面的な機能を見直し、林道整備や造林事業を実施しています。

基本施策② 行政改革による健全な財政基盤づくり

■目標〔財政基盤〕

財政の収支バランスがとれているまちをつくる

■目標に対する基本戦略

3 税収を増やす

■具体的方策

3-1 納税者を増やす※

3-2 個々の税収を増やす※

4 支出を減らす

4-1 行政改革を進める※

4-2 借金を減らす

(1) 重点的な取り組み

3 税収を増やす

3-1 納税者を増やす※

3-2 個々の税収を増やす※

《最重点的な取り組み》

活力ある産業基盤づくりの基本的戦略に掲げる取り組みを進めます。

税収を増やすには、地方税に大きく貢献する法人所得を増やすことが最も効果が高く、さぬき市における事業者の事業収益を増やすことを最重視します。

そのため、基本施策1の活力ある産業基盤づくりの目標に対する基本戦略である「事業者数を増やすことを支援する」「事業者の収益を増やすことを支援する」取り組みを進めます。

《重点的な取り組み》

納税者を増やすため、新しく住民となる人たちのための税制優遇施策の検討や、個々の税収を増やすため、市税滞納徴収システムの導入や税率の検討を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
3 税収を増やす	3-1 納税者を増やす※	23 新	新住民のための税制優遇 新住民の入居を促進するため、固定資産税等の減免措置を検討する。	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	市民課 税務課

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
3 税収を増やす	3-2 個々の税収を増やす※	24 新	市税滞納整理管理システムの導入	■■■■■→					税務課
			市税徴収率向上による収入の確保のため、現在の税務システムに連携できるシステムを構築する。 現行システムの改修を図り、徴収業務管理や行政処分管理の効率化を図る。 また、個別収納状況を管理することで、訪問及び納税相談における円滑な業務実施を図る。訪問徴収や納税相談等の履歴管理により、個別担当職員以外でも電話及び窓口対応が図られる。事務処理の短縮により効果的な徴収体制が可能となる。						
		25 新	法人税・市民税率の見直し	■■■→					税務課
			法人税・市民税における税率が、適切であるかどうか再度検討し、適切な税率に見直す。						

4 支出を減らす

4-1 行政改革を進める※

《最重点的な取り組み》

行政評価システムの導入を進めます。

「自立する都市」というまちづくりの基本理念に基づき、未来に向けて有効な投資を積極的に行っていく一方で、「誰のために・何のために」という目的意識を持ち、事業の優先順位を明確化し、無駄な支出を抑えるという考え方を、職員共通の認識とします。

また、事業を進行管理することによって、目標達成に向けての進捗状況を常に確認し、適切に事業中断・延期・廃止・見直し改善等を行います。

このような、事業の投資とコスト縮減をコントロールする仕組みづくりとして、行政評価システムを導入し、さぬき市に最も適した行政システムの構築を進めます。

《重点的な取り組み》

行政改革を進めるため、職員の意識改革や職員研修、職員の定数管理のほか、バランスシート（貸借対照表）や行政コスト計算書の作成・活用、所得申告支援システムの導入、電子入札の導入等を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
4 支出を減らす	4-1 行政改革を進める※	26	☆行政評価システム導入	■■■■■→					政策課 全課
			事務事業の見直し等に役立つ行政評価システムを導入し、効率的な行財政運営を推進する。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
4 支出を減らす	4-1 行政改革を進める※	27 新	「自立する都市」への意識改革・職員研修の充実					→	秘書課
			従来の、県自治研修所、市町村アカデミー、県等への派遣研修、民間企業への派遣研修の実施に加え、行政のすべての面において「自立」につなげた取り組みを展開していく意識改革を図るための研修を充実する。						
		28 新	自立職員登用制度創設の検討			→			秘書課
			市職員本人が希望する新しい職務にチャレンジできる機会を与え、意欲ある職員の育成と組織の活性化を図る。職員登用にあたっては、継続的取り組みができる等、自立する職員育成の仕組みを工夫検討する。(自己申告制度あり)						
		29	行政改革の実行と管理			→			政策課 全課
			「さぬき市行政改革大綱」及び「さぬき市行政改革実施計画」の進捗状況を検証するとともに、計画や目標に対しての達成状況を公表する。 また、市民の代表である推進委員会からの意見はもとより、議会の意見も求めながら、市民の意見を反映できるよう新規施策の追加や見直しを弾力的に行う。						
30 新		30 新	所得申告支援システムの導入			→			税務課
			申告支援システムの導入により、納税相談会前の資料データの管理、手作業による事務量削減を図る。 また、納税相談会後の課税事務量の減少とともに、納税相談会時の市民の待ち時間の短縮、データ管理した課税資料を利用した申告者等に対する各種の調査資料の作成等、住民サービスの向上につなげる。						
		31 新	行政評価システムと連動した財政のあり方の検討			→			財政課
32 新			行政評価システム連動しながら、職員の意識改革を促し、新しい効率的な財政運営のあり方を検討する。						
		32 新	バランスシート・行政コスト計算書の作成と活用			→			財政課
			企業会計手法であるバランスシート(貸借対照表)や行政コスト計算書を作成し、新たな視点から財政分析を進め、効率的な財政運営と適正な予算編成システムを確立することにより、財政の健全化を図る。 あわせて、さぬき市の財政状況をわかりやすく市民に伝えることの説明責任意識の高揚を図る。						
33 新		33 新	電子入札の導入			→			管財課
			県全域で進められている公共事業支援総合情報システム(CALS/EC)に基づき、国・県・市町を結ぶ総合的な情報ネットワークの整備を進めるとともに、行政情報や行政手続きの電子化を推進し、将来の高度情報化社会に対応した、電子自治体を実現する。 従来の入札事務を電子化し、通信ネットワーク等を利用して、関係書類や事業プロセス間で効率的に情報を交換・共有・連携させ、入札事務の透明性及び事務効率化を図る。						

4-2 借金を減らす

《重点的な取り組み》

借金を減らすため、土地開発公社等の保有土地の有効利用を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
4 支出を減らす	4-2 借金を減らす	34	土地開発公社等保有土地の有効活用	■■■■■	→				政策課

土地開発公社が保有している長期保有土地をさぬき市が取得する等有効活用することにより、毎年の金利負担を削減する。また、内陸土地造成事業特別会計が保有する土地についても整理し、市財政の健全化を図る。

(2) これまでの取り組み

市制施行以来、市の財政は、経常収支比率※1の悪化、財政力指数※2の低迷、市債残高の増大を続け、財政の硬直化、地方交付税依存という状況が続いています。

そのため、2003年度（平成15年度）に「さぬき市行政改革大綱」「さぬき市行政改革実施計画」を策定し、あらゆる視点から、事業の見直しと効率的な行財政運営に向けた方策を掲げ、その実行に取り組んでいます。

当面、経常的な収入により経常的な支出を賄うことができる財政運営を目指していますが、今後さらに厳しい財政状況が予想され、必要性や効果の乏しくなっている事務事業の廃止・縮小や、類似・重複している事務事業の統合等、より積極的な行財政改革を進めています。

※1 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当された一般財源が、市税等の経常的な一般財源収入に占める割合。指数が高いほど、建設事業費等の自由に使える財源がないことを示す。町村では70%、市では75%が妥当な指標と言われ、これを5%以上超えると財政の弾力性が失われつつあると判断される。

※2 財政力指数

地方交付税の規定により算出した基準財政収入源を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。財政力指数が、1.0に近くなる（より大きくなる）ほど財源に余裕があるということになる。

基本施策 ③ 暮らしを支える安心快適なまちづくり

■目標〔安全〕

自分たちの安全は自分たちで守れるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

■具体的方策

5 災害に強いまちをつくる

5-1 災害に強い基盤をつくる※

5-2 災害に対応できる体制をつくる※

6 犯罪をなくし市民を守る

6-1 防犯体制をつくる※

6-2 防犯教育・啓発をする※

7 交通事故を防止する

7-1 交通安全体制をつくる

(1) 重点的な取り組み

5 災害に強いまちをつくる

5-1 災害に強い基盤をつくる※

《最重点的な取り組み》

被災想定地域の調査を踏まえた防災基盤整備の推進と自主防災活動を推進します。

2004年(平成16年)の記録的な台風・高潮災害を教訓に、まちの基盤づくりにおいて、市民の生命の安全を第一に考える防災の視点を再認識し、災害が起きた場合も被害を最小限に抑えられる強い基盤をつくることを最重視します。

そのため、災害被害の想定調査の結果を総合的に判断し、有効かつ必要性の高い防災基盤整備を計画的に実施します。

また、市民と行政が連携し、身近な地域ごとに自主防災組織を育成し、自主的に避難、救急救助活動ができる体制を確立することに取り組みます。

《重点的な取り組み》

災害に強い基盤をつくるため、防火体制・消火活動体制の整備、避難体制整備・防災意識啓発の推進を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
5 災害に強いまちをつくる	5-1 災害に強い基盤をつくる※	35 新	☆「さぬき市地域防災計画」の推進と防災事業の実施 被災地域を想定するための環境アセス調査を踏まえた「さぬき市地域防災計画」に基づき、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の生命及び財産を災害から保護するための施策を展開する。					→	総務課

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
5 災害に強いまちをつくる	5-1 災害に強い基盤をつくる※	36	☆自主防災活動の推進					→	総務課
			地域住民がいざという時、ともに助け合えるよう自主防災組織の育成を図る。 定期的防災訓練の開催や住民への災害対策の意識啓発を行う。						
		37	防火体制・消火活動体制の整備				→		総務課
		大規模火災に備え、消防水利体制を強化するとともに、消火・救助等の防災訓練の実施と、災害発生時にとるべき行動等防災知識・防災意識の普及・啓発を図る。 また、防火管理、消防用設備設置等を充実し、火災に対する建築物の安全性を確保するとともに、災害に強いまちづくりに向け、避難路・避難地等の防災基盤、施設整備を推進する。 火災や災害から住民の生命・財産を守るとともに、安心・安全な暮らしを確保するため、消防・防災施設の整備を促進する。 老朽化している消防自動車(積載車、ポンプ車)を更新する。							
		38 新	避難体制整備・防災意識啓発の推進				→		総務課
		災害に強いまちづくりに向け、避難路・避難地等の防災基盤整備を進めるとともに、市民にそれを認知してもらい、災害時の被災者の安全な避難手段を確保するため、災害被災における避難所・避難路の位置図を示した「緊急時避難マップ」を作成し、全世帯に配布する。							

5-2 災害に対応できる体制をつくる※

《最重点的な取り組み》

災害時初動体制や通信体制の整備を進めます。

災害発生時において、市民と行政のそれぞれが適切で迅速な行動をとることができる、災害に対応できる体制をつくることを最重視します。

そのため、さぬき市においては初動期の迅速な緊急応急対策が実行できるよう、災害時初動体制や通信体制を整備し、危機管理体制の確立に取り組みます。

《重点的な取り組み》

災害に対応できる体制をつくるため、CATV等による災害時の速報体制の充実や災害時の援助体制を確立します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
5 災害に強いまちをつくる	5-2 災害に対応できる体制をつくる※	39 新	☆災害時初動体制・通信体制の整備			→			総務課
			「さぬき市地域防災計画」に基づき、災害時の被災者の安全な避難誘導と避難所開設や、災害被災状況の確認連絡体制、被災者の救助支援体制、緊急物資援助支援体制等、災害拡大の防止と救済に向け、迅速な初動期の緊急応急対策が実行できるよう危機管理体制を強化する。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
5 災害に強 いまちを つくる	5-2 災害に対応で きる体制をつ くる※	40	CATV等による災害速報 体制の充実					→	広報課
			災害予防及び災害発生時の避難に関する周知について、災害対策本部との連携を図る。 また、災害に備えての放送機器等の整備も進め、職員の研修を実施する。						
		41 新	災害時の援助体制の確立					→	総務課
			災害時の人的・物的援助実施のため、各団体の連絡体制を確立する。 また、援助物資を的確かつ迅速に被災地へ届けるため、支援物資の指定、その取りまとめ、輸送経路等の連絡体制を明確化する。						

6 犯罪をなくし市民を守る

6-1 防犯体制をつくる※

《最重点的な取り組み》

地域ぐるみの防犯対策を推進します。

犯罪を未然に防止することを第一に考え、犯罪の発生を予防する地域の防犯体制の確立を目指した犯罪防止のまちづくりを進めることを最重視します。

そのため、市民と行政、警察等が協力して地域ごとに犯罪を監視し相互に連携を取り合った地域ぐるみの防犯対策を推進します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
6 犯罪をな くし市 民を守 る	6-1 防犯体制をつ くる※	42 新	☆地域ぐるみの防犯対策 の推進					→	生活環境課 生涯学習課
			犯罪事件を未然に防止するため、市内の引 ったくりや車上狙いの犯罪多発地区、不審者 の出没する地区、子どもSOS等避難場所を一 覧にした「安全・安心マップ」を住民と共同して 作成し自治会や公共施設に配り啓発する。 これとともに、地域全体の防犯意識を高め、 市民や警察・関係機関が相互に連携し、地域 ぐるみの防犯活動を積極的に推進する。						

6-2 防犯教育・啓発をする※

《最重点的な取り組み》

青少年の健全育成を推進します。

犯罪や非行を防止する、心の教育ともいべき防犯教育・啓発を進めることを最重視します。

そのため、青少年育成団体や行政、警察等が協力して、青少年の犯罪や非行を防ぐ防犯教育を中心とした青少年の健全育成を推進します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
6 犯罪をなくし市民を守る	6-2 防犯教育・啓発をする※	43	☆青少年の健全育成の推進					→	生活環境課 生涯学習課

犯罪や非行を防止し、地域の防犯環境の向上を図るため、防犯団体や指導員、青少年育成団体の自主的活動を支援するとともに、防犯思想の啓発・普及を促進する。
計画的な防犯灯の設置を促進し、安全で明るい環境づくりを推進する。

7 交通事故を防止する

7-1 交通安全体制をつくる

《重点的な取り組み》

交通安全体制をつくるため、地域安全意識の高揚や交通マナー向上の意識啓発活動を推進します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
7 交通事故を防止する	7-1 交通安全体制をつくる	44 新	地域安全意識の高揚					→	生活環境課
			交通事故防止のため、市内の交通事故多発地区や注意箇所、防犯箇所等を一覧にした「安全・安心マップ」を作成し、自治会や公共施設に配布して安全意識の啓発を推進する。						
		45	交通マナー向上の意識啓発活動の推進					→	生活環境課
			交通事故防止のため、自動車運転者や高齢者、子ども等に対し、交通マナー向上の意識啓発活動を推進する。						

(2) これまでの取り組み

1) 防災に関する取り組み

集中豪雨等による土砂災害、洪水・高潮等の災害、地震・津波災害等に備え、さぬき市では、国や県の協力を得て、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等の山地災害危険箇所の治山事業や、土石流危険渓流箇所の砂防工事、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事、地すべり防止工事、高潮・波浪及び津波の被害を防止するための護岸・突堤・離岸堤等の海岸保全施設整備、震災時の被害を防止するための公共建築物の耐震診断・耐震補強工事、災害時の避難所指定等を行っています。

特にこれまでの防災対策は、東南海・南海地震への対応が迫られている中の震災対策の地域防災が主眼で、さぬき市の市街地の一部に見られる木造住宅の密集地での火災時の被害や、海岸部近くの海拔ゼロm地帯での高波、津波被害等防災上の課題対策に取り組んでいました。

しかし、2004年（平成16年）の相次ぐ甚大な台風災害を受け、水害に対する防

災基盤の脆弱性が明らかになるとともに、災害時における行政の危機管理体制のあり方や、市民の日頃からの防災意識の向上と自主防災組織、地域での自主防災活動の取り組み体制も課題として明らかになりました。

今後、この経験を踏まえた具体策を、「災害対策基本法」に基づく「さぬき市地域防災計画」に反映し、着実に実行していかなければなりません。

2) 防犯に関する取り組み

さぬき警察署管内の2002年（平成14年）の刑法犯罪件数は、認知総数1,014件、うち窃盗犯856件、検挙総数211件、うち窃盗犯170件で、年々犯罪件数が増加しています。

覚せい剤等薬物犯罪の増加や万引き等の補導等少年非行の増加もみられます。

昨今の社会経済状況を反映し、犯罪状況も多様化・複雑化し、凶悪化の傾向もみられ、幼児や子ども、高齢者等の弱者を狙った犯罪が増加してきています。市民においても、犯罪が身近で起こりうる危険性、不安を感じる意識も高まっており、防犯対策への要望が高くなっています。

これまでの防犯対策は、警察との協力連携の中での対応に頼ることが多く、地域全体で取り組む体制までは至っていないのが実情です。今後は、地域で自主的に防犯パトロールをする防犯ボランティア活動等、地域ぐるみで防犯活動を盛り上げ犯罪抑止効果を高めていくことも重要です。

3) 交通安全に関する取り組み

さぬき市の2002年（平成14年）の交通事故発生件数は563件、死者8人、負傷者706人です。

香川県の人口10万人当たりの交通事故死者数は、2000年（平成12年）に全国ワースト1位で、2002年（平成14年）にはワースト22位に改善しましたが、その後2003年（平成15年）がワースト7位、2004年（平成16年）はワースト9位と、全国ワースト10位以内という状況です。

運転免許保有者数、自動車保有台数は増加の一途をたどっており、高速道路網の整備、経済活動の広域化による交通量の増大に加え、本格的な高齢社会の進展、生活形態の変化による夜型社会の進展等、交通の質的・量的变化が一段と顕著になっています。

さぬき市では、安全かつ円滑・快適な道路交通を確保するため、交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、高齢者及び身体障害者等にも充分配慮しながら、歩道及び自転車・歩行者道、安全施設の整備、交差点の改良等を実施しています。

警察では、「交通バリアフリー法」に基づき、特定経路や通学路を中心に、視覚障害者等弱者用信号機の整備のほか、新交通管理システムによる交通管制の高度化等の拡充・整備を行っています。

また、春と秋の交通安全県民運動がそれぞれ4月と9月の10日間、全国一斉に行われています。さぬき市でも香川県と一体となって市民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を訴えています。

■目標〔快適〕

快適な日常生活が送れるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

8 市民生活の利便性を向上する

■具体的方策

8-1 市民生活に必要な基盤を充実する※

9 美しいまちにする

9-1 街並み(都市環境)を整備する※

(1) 重点的な取り組み

8 市民生活の利便性を向上する

8-1 市民生活に必要な基盤を充実する※

《最重点的な取り組み》

市民生活や市民活動の利便性向上に向け、道路と土地利用の一体的な整備を進めます。

市民生活に必要な基盤を充実することを最重視します。

そのため、市民生活や市民活動の利便性向上に向け、道路と土地利用整備を一体的に進めます。

《重点的な取り組み》

市民生活に必要な基盤を充実するため、ユニバーサルデザイン※3に配慮した歩行者空間や交通施設の整備、都市計画道路や市道の整備、ポンプ場の整備、漁港や農道・ため池・林道の整備、公共下水道や漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置助成、水道施設の整備等を実施します。

※3 ユニバーサルデザイン

バリアフリー等の概念に代わり、「できる限り多くの人が利用しやすいデザイン」ということで提唱されている。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
8 市民生活 の利便性 を向上す る	8-1 市民生活に必 要な基盤を充 実する※	46 新	☆都市計画道路・土地利 用計画の検討					→	都市計画課
			「さぬき市都市計画マスター プラン」を踏まえ、 都市計画道路のネットワーク体系を構築し、整 備優先順位の高い路線に関して順次都市計 画街路決定の検討を進める。 また、「さぬき市総合計画」や「さぬき市都 市計画マスター プラン」に基づき各重点施 策を推進する上で必要となる土地利用に関し て、総合的・計画的な観点から市域として調和の 取れた秩序ある土地利用を進めるための具体 方策の検討を進める。						
		47 新	ユニバーサルデザインに配慮 した歩行者ネットワーク整備					→	建設課
			県等と連携し、駅・病院・学校等を中心に誰 もが安心して快適に利用しやすい、ユニバ ーサルデザインに配慮した歩行者ネットワークの 整備を推進する。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
8 市民生活の利便性を向上する	8-1 市民生活に必要な基盤を充実する※	48 新	ユニバーサルデザインに配慮した交通施設整備	■■■■■	→				建設課
			あんしん歩行エリア（志度DID地区JR志度駅南側の地域）において、老人・子ども・障害者等多くの人が安全・快適に通行できるよう、踏切の改良やユニバーサルデザインに配慮した交通安全施設整備を行う。						
		49 新	都市計画道路整備	■■■■■	→				都市計画課 建設課
			JR志度駅南口利用者と周辺住民の安全かつ円滑な交通利便性を確保するため、県道高松志度線とJR志度駅間を2車線の道路でつなぐ都市計画道路志度駅南中央線と南口駅前広場を整備する。						
		50 新	都市計画道路延伸整備	■■■■■	→				都市計画課
			JR志度駅から県道高松志度線までをつなぐ都市計画道路志度駅南中央線を、市道藤村西線まで延伸するとともに、さらに市道志度駅中央線を延伸することにより、新たに整備される志度地区統合幼稚園や大規模小売商業施設への交通アクセス及び周辺住民の安全かつ円滑な交通利便性の向上を図る。						
		51	市道整備	■■■■■	→				建設課
			国道11号や高松自動車道から大串自然公園に至る交通アクセスの利便性を高め、かつ市北東部の南北を結ぶ主要路線を確保するため、市道馬次下大井線を整備する。						
			良好な市街地の形成と地域間の連携を促進するため、末オレンジタウン線の新設や新造田滝ノ宮線の延伸等主要路線の整備を計画的に進め、道路網の強化を図る。						
		52 新	ポンプ場整備	■■■■■	→				建設課 土地改良課
			ポンプ施設の整備・充実・管理により、河川の排水対策を行う。						
			また今後、他の老朽施設の建替を見込むとともに、高潮対策として玉浦川ポンプ場を計画する。						
		53	漁港の整備	■■■■■	→				農林水産課
			水産業振興のため、市内各漁港の係留施設及び物揚場、護岸等を整備する。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
8 市民生活 の利便性 を向上す る	8-1 市民生活に必 要な基盤を充 実する※	54	農道・ため池・林道の整備					→	農林水産課 土地改良課
			高潮災害や土砂災害、河川洪水災害、地震災害等防止のため、保水力向上につながる森林保全や河川ダム整備、ため池整備、護岸整備等の総合的な災害対策を進める。 また、広域的な農業振興や地域住民の生活向上、地域活性化促進のため、県が進めている高松空港（国道193号）から香川町、高松市、三木町、さぬき市の南部中山間地域を連絡する広域基幹農道の整備を促進する。 かんがい用水の確保及び地域農業の維持発展を図るため、堤の侵食や老朽化が進行し、漏水等の恐れのあるため池の改修を行う。 市南部を中心に、林産物の搬出路の確保、民有林整備及び地域の生活道路の確保のため、林道整備を行う。						
		55	公共下水道整備					→	下水道課
			主として市街地における汚水を処理するとともに、雨水を排除するための公共下水道整備を図る。						
		56	特定環境保全公共下水道 整備					→	下水道課
			主として市街地以外における汚水を処理するとともに、雨水を排除するための公共下水道整備を図る。						
		57	合併処理浄化槽設置の助 成					→	下水道課
			河川等の水質改善と適正な生活排水処理に向け、下水道整備及び農業・漁業集落排水整備予定区域外における専用住宅の50人槽以下の浄化槽設置費の一部を補助する。						
		58	漁業集落排水整備					→	下水道課
			小田浦地区漁業集落排水施設整備を実施し、漁業集落における汚水を処理する。						
		59 新	水道施設の整備と水質の 公表					→	水道局 生活環境課
			水道の使命である安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の改修・整備を行うほか、水源地上流域の環境保全、かん養水源林の保全及び定期的な水質調査と公表等を行う。						

9 美しいまちにする

9-1 街並み（都市環境）を整備する※

《最重点的な取り組み》

自然環境と調和した景観づくりを進めます。

市民がまちに愛着と誇りを持ち、ここに住み続けたいと思えるようなまちの魅力づくり、ふるさとの魅力づくりを大切にし、街並み（都市環境）を整備することを最重視します。

そのため、市道・市営住宅・農業基盤・公共施設等の各種基盤整備において、

市民の多くがすばらしい自然であると感じ、最も大切にしている海・山・田園の自然環境と調和した景観づくりを進めます。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
9 美しいま ちにする	9-1 街並み(都市 環境)を整備 する※	60 新	☆自然環境と調和した景 観配慮					→	都市計画課 建設課 全課

市民の誇りである、各地域の自然と景観を保全できるよう、住民の理解を得ながらあらゆる事業(道路、住宅、農業基盤、上下水道、各種看板・サイン設置等)において、自然環境や自然景観との調和に配慮する。

(2) これまでの取り組み

1) 市民生活の基盤づくりに関する取り組み

市民生活における利便性・安全性等の向上を図るため、都市公園の維持管理や市管理道路の維持補修、改良工事を順次進め、新たに必要な道路整備やJR志度駅周辺での都市計画街路整備事業にも取り組んでいます。

また、公共下水道整備事業や既設排水ポンプの改良等の安全で快適な生活環境の向上にも努めています。

さらに、道路交通体系や土地利用計画のあり方等について、調査・検討し、都市づくりの基本となる「さぬき市都市計画マスターplan」を策定しています。

2) 景観整備に関する取り組み

四国靈場八十八ヶ所に代表される歴史的文化遺産や美しい自然環境に恵まれていますが、それらをいかした歴史的な街並みの保全や修景整備への取り組みは今後の課題です。

現在、新・四国のみち整備事業で、志度寺から長尾寺にかけてのへんろ道の案内板や休憩施設、歩道修景整備を行っています。

基本施策 ④ 市民が主体のまちづくり

■目標〔市民主体〕

市民の主体的な活動の活発なまちをつくる

■目標に対する基本戦略

10 コミュニティ組織を活性化させる

10-1 コミュニティ体制をつくる※

10-2 コミュニティ活動を充実する

11 市民と行政の協働を進める

11-1 市民に開かれた行政を進める※

11-2 協働の仕組みと体制をつくる

(1) 重点的な取り組み

10 コミュニティ組織を活性化させる

10-1 コミュニティ体制をつくる※

《最重点的な取り組み》

地域コミュニティ体制づくりと、地域住民交流の場・活動拠点整備を進めます。

地域の身近な問題やまちづくりに関して、住民自らが考え、話し合い、行動していく市民主体のまちづくりができるようなコミュニティ体制をつくることを最重視します。

そのため、既存施設の活用方法、支所のあり方、自治会組織のあり方、地域と行政の関わり方を検討し、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進する組織づくりに取り組みます。

また、住民同士の交流や相互扶助の場となり、市民と行政の協働の活動拠点となるコミュニティ活動拠点整備に取り組みます。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
10 コミュニティ組織を活性化させる	10-1 コミュニティ体制をつくる※	61 新	☆地域コミュニティ体制づくり			➡			生活環境課
			現在のコミュニティ活動のあり方を見直し、新しい住民主体のまちづくり体制を構築するため、小学校区単位で、地域住民が主体となったまちづくりを進める組織体制のあり方について検討する。						
		62	☆コミュニティ活動拠点整備			➡			長寿障害福祉課 子育て支援課 生活環境課
			高齢者の生きがい活動や交流の拠点となっている、ふれあいプラザ等をいかしながら、施設の統合整理と新規整備を進める。 健康づくり・介護福祉・子育て・生涯学習等の地域活動やボランティア活動の総合的な連携が図られる住民同士の相互扶助とコミュニティ活動の拠点を整備する。						

10-2 コミュニティ活動を充実する

《重点的な取り組み》

コミュニティ活動を充実するため、住民主体のまちづくり活動を支援します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
10 コミュニティ組織を活性化させる	10-2 コミュニティ活動を充実する	63	住民主体のまちづくり活動支援					→	生活環境課
2003年度(平成15年度)、2004年度(平成16年度)に実施されている、あたらしいまちづくり支援事業を通じ、自治会の運営支援だけでなく、地域独自のまちづくりや、良好な地域コミュニティ活動を支援する。 また、地域コミュニティ体制づくりにあわせ、地域コミュニティ活動を支援する制度の拡充を検討する。									

11 市民と行政の協働を進める

11-1 市民に開かれた行政を進める※

《最重点的な取り組み》

市民世論調査の実施と、市民まちづくり会議の開催により、市民との対話を進めます。

市民の意見を聴くとともに、市民への情報提供と説明責任を果たし、対話による理解を深めながら、市民に開かれた行政を進めることを最重視します。

そのため、市民世論調査を定期的に実施するとともに、市民との対話の場となる市民まちづくり会議を開催します。

《重点的な取り組み》

市民に開かれた行政を進めるため、市民総合情報窓口の充実や時間外市民サービスの検討、文書管理システム整備、統計情報整備を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
11 市民と行政の協働を進める	11-1 市民に開かれた行政を進め る※	64 新	☆市民世論調査の実施					→	生活環境課
			訪問調査やCATVを活用した調査等、市民に対して定期的に世論調査を実施し、市政に反映していく。						
		65 新	☆市民まちづくり会議の開催					→	生活環境課
			市民に開かれた行政運営を進め、市民と行政の連携を深めていくため、市民の意見をまちづくりに反映し、協働した取り組みを進めていく協議の場として、市民まちづくり会議を開催する。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
11 市民と行政の協働を進める	11-1 市民に開かれた行政を進める※	66 新	市民総合情報窓口の充実					→	市民課
			市役所の総合案内窓口において、接遇面や語学等、満足度の高い市民対応ができるよう、さらなる市民サービスの向上を目指し、総合案内の充実を図る。 また、市役所1階ロビーに行政情報案内コーナーのスペースを設置し、行政情報資料室の設置についても検討する。						
			時間外・休日開庁の検討	→					市民課
			市役所における市民サービスの向上を図るため、時間外・休日開庁の検討とともにそれに伴う、住民票・印鑑登録証明書を発行するシステムの導入を検討する。						
		68 新	文書管理システム整備	→					総務課
			情報公開制度の円滑な対応体制や事務処理手順の効率化を図るため、文書管理システムの構築を図る。 また、総合行政ネットワーク(LGWN)※4との連携にも展開していく。						
		69 新	統計情報整備・公表	→					政策課
			各種統計調査のデータを、統計年報としてまとめ、さぬき市の広報紙やホームページ等に掲載し、広く市民に公表する。						

※4 総合行政ネットワーク (LGWN)

エルジーワン (Local Government WAN) は、地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。

11-2 協働の仕組みと体制をつくる

《重点的な取り組み》

市民と行政との協働の仕組みと体制をつくるため、ボランティア組織の育成・活動支援、市民・事業者・行政の連携ネットワーク整備、ボランティア・ネットワーク整備、NPO法人等と行政との連携の仕組みづくりを実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
11 市民と行政の協働を進める	11-2 協働の仕組みと体制をつくる	70 新	ボランティア組織の育成・支援					→	福祉総務課
			ボランティア組織を把握し、各ボランティアの活動分野と連絡窓口を明確にし、連絡体制を強化する。 また、活動分野にふさわしいボランティア養成を行う。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
11 市民と行政の協働を進める	11-2 協働の仕組みと体制をつくる	71 新	ボランティア活動の支援					→	福祉総務課
			各分野のボランティア団体等の情報交流の場と、活動を行う場を提供する。 会議室の貸し出しや情報誌閲覧等、既存の公共施設の有効活用を図る。 各団体の活動紹介や定期報告会の開催を支援する。						
		72 新	市民・事業者・行政の連携 ネットワーク整備					→	福祉総務課
			市民・事業者・行政等地域福祉にかかわる多様な主体が連携して取り組むパートナーシップ体制を構築するため、人・情報・組織の総合的なネットワーク体制として、地域福祉ネットワーク会議を設置する。						
		73 新	ボランティア・ネットワーク 整備					→	福祉総務課
			社会福祉協議会との協働により、市民主体のボランティア・ネットワークづくりを支援する。						
		74 新	NPO法人等と行政の連携 の仕組みづくり					→	生活環境課
			NPO法人等との連携を深め、ネットワーク体制を構築し、活動内容を広く広報・周知する。						

(2) これまでの取り組み

1) コミュニティ、自治活動に関する取り組み

市制施行に伴い、旧町庁舎を支所として活用し、コミュニティ行政を進めています。

少子高齢化、核家族化が進行する中で、地域で暮らす住民同士の連帯意識や自治意識の必要性が高まっていますが、そのよりどころとなるコミュニティ活動は、自治会を中心とした高齢者が主体の身近なまちづくり活動が中心で、活動の核となる人材不足等により自治会ごとの活動の差がみられます。

今後、住民同士がお互いに支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動等を行うコミュニティ体制づくりが重要であり、行政サービスと市民活動の連携強化を踏まえ、支所機能のあり方を見直すことも重要なっています。

2) 市民と行政の協働に関する取り組み

市内には、駅の花壇づくりや鴨部川アジサイ夢ロードのように、住民のボランティア活動や、地域住民と行政が連携して河川の清掃や美化に取り組んでいる先駆的な活動があります。

このような市民ボランティア活動は、環境や福祉分野をはじめ様々な分野で広がりつつありますが、さぬき市では、それらの活動団体や活動内容をまだ十分把握できていません。

また、ボランティア組織相互の情報交流ネットワークや、一般市民へのボランティア活動の情報提供も十分ではありません。今後、ボランティア組織と行政との協働による情報提供やネットワークづくり等、新たな関係づくりが課題です。

さぬき市では、市民・議会・行政の協働体制を築き、市民が主体となるまちづくりを進めるために、市民の権利と責務、行政の役割と責務、議会の役割、市長や市職員の責務を明確にした「さぬき市まちづくり基本条例」を制定しています。

基本施策 ⑤ 情報化と交流連携のまちづくり

■目標〔情報化〕

情報コミュニケーションの活発なまちをつくる

■目標に対する基本戦略

12 情報体制を充実する

12-1 推進体制を充実する※

12-2 情報コンテンツ(内容)を充実する

13 情報のインフラを整理する

13-1 CATVを充実する

(1) 重点的な取り組み

12 情報体制を充実する

12-1 推進体制を充実する※

《最重点的な取り組み》

CATV活用の基本方針と実施計画を明確にし、CATV担当の人材育成、運営体制の充実を進めます。

さぬき市がこれまで整備・普及を図ってきたCATVの利活用に向け、CATVの推進体制を充実することを最重視します。

そのため、CATVに付随する多くの可能性を認識し、CATVの利活用の基本方針と実施計画を立案します。

また、多くの市民が利用し、多様な情報を受発信できるよう、CATVをハード・ソフト両面から支える運営体制整備に向け、CATVの設備機器の管理、活用方法を技術習得し、情報コンテンツの企画・開発にも精通した人材育成を図ります。

2003年(平成15年)からは、「さぬき市高度情報化推進計画」の策定に取り組んでおり、今後さらに情報化が進み、テレビ電話やテレビ会議、地域防災システム、地域ポータルサイト(地域情報ホームページ)等の実施が想定されることから、CATVを最大限有効活用できる将来の情報化戦略を持ち、その具体的方針・計画も明確にする必要があります。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
12 情報体制 を充実す る	12-1 推進体制を充 実する※	75 新	☆CATV活用の基本方針 と実施計画の策定 CATV運営審議会の審議を踏まえ、専門家 を交え、産官学の連携をいかし、民間委託も含 めたCATVのあり方や活用の方向を検討し実 行策を講じる。					→	広報課

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
12 情報体制 を充実す る	12-1 推進体制を充 実する※	76 新	☆CATV担当職員の技術 研修の実施					→	広報課
			情報技術の変化に対応し、様々な情報提供方策が展開できるよう、CATV担当職員の技術研修を実施するとともに、市民ディレクターの育成支援（企画・撮影・編集）を進める。						

12-2 情報コンテンツ（内容）を充実する

《重点的な取り組み》

情報コンテンツ（内容）を充実するため、CATV自主放送番組の充実や視聴者制作番組（パブリック・アクセス）の実施、ホームページの充実を図ります。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
12 情報体制 を充実す る	12-2 情報コンテン ツ（内容）を充 実する	77	自主放送番組の充実					→	広報課
		78 新	市民ニーズに対応した情報を提供できるよう、行政サービス情報等を含む情報番組の制作を進める。 また、メディアを活用した教育の場の提供として、児童生徒の企画や制作番組の放送を行う。						
			視聴者制作番組（パブリック・アクセス）の実施 視聴者制作番組（パブリック・アクセス）枠の設置や視聴者撮影映像の募集等、市民とともに番組づくりを進めていく。 また、文字放送の有料化等を行い、市民に幅広い情報を提供する。					→	
		79	ホームページの充実 高度情報化社会に対応し、多様な市民情報サービスを提供していくため、市職員の情報化対応能力を高め、さぬき市ホームページの充実やインターネットによる行政情報の受発信を推進する。					→	広報課

13 情報のインフラを整備する

13-1 CATVを充実する

《重点的な取り組み》

CATVの加入促進及びCATVのデジタル化を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
13 情報のイ ンフラを 整備する	13-1 CATVを充 実する	80	CATVの加入促進					→	広報課
			市民がCATVを活用し、さぬき市情報が得られるよう、CATVのPR活動等により加入促進に努める。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
13 情報のイ ンフラを 整備する	13-1 CATVを充実 する	81 新	CATVのデジタル化		➡				広報課
CATVのデジタル化に向け、地上デジタル放送再送信設備、CSデジタル放送再送信設備及び自主放送設備の整備を進める。									

(2) これまでの取り組み

市制施行時から重点的に事業投資してきたのがケーブルネットワークの整備で、市内全域を統一する情報伝達手段が完成し、加入世帯は、約1万5千世帯となっています。

CATV番組の放送や、ケーブルネットワークを活用したインターネット接続サービスの環境整備・導入に取り組んでおり、今後テレビ放送サービスのデジタル化、IP電話への対応等、多岐にわたる利活用を進めます。

■目標〔交流〕

市民交流の活発なまちをつくる

■目標に対する基本戦略

14 対外的な市民交流を活発にする

■具体的方策

14-1 交流を充実する※

14-2 交流施設の特色化を図る

(1) 重点的な取り組み

14 対外的な市民交流を活発にする

14-1 交流を充実する※

《最重点的な取り組み》

交流先と目的を明確にした交流事業を進めます。

これまでの姉妹都市及び友好都市との交流事業を再検討し、事業内容の充実を図ることを最重視します。

そのため、交流の相手先（国・県・市・民間等）や目的、期間を明確にした交流事業を選定し、特色ある交流を進めます。

《重点的な取り組み》

先進地研修や、国際感覚を身につけた人材育成、国際感覚の推進のための国際交流事業を充実します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
14 対外的な市民交流を活発にする	14-1 交流を充実する※	82 新	☆交流事業の充実				→		秘書課
			これまでの都市間交流事業を見直し、さぬき市の将来において参考となるまちづくりに取り組んでいる都市と、目的や対象分野・対象者・期間等を限定し、特色ある交流を実施する。						
		83	国際交流事業の充実				→		秘書課
			現在取り組んでいる国際交流事業内容を検討し、国際交流団体との協働により、国際感覚を身につけた人材の育成と国際親善の推進を図る。						

14-2 交流施設の特色化を図る

《重点的な取り組み》

施設の特色をいかした管理運営を図り、交流拠点の利用促進を図ります。

【取り組み概要】

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署		
				17	18	19	20	21			
14 対外的な市民交流を活発にする	14-2 交流の特色化を図る	84 新	施設の特色ある管理運営					→	商工観光課		
			温泉や宿泊施設については、地域の活性化を図るとともに、対外的な交流を促進し、観光振興を図るため、各施設の特色をいかした運営を図る。 また、今後は民営化も検討する。								
			公園の特色ある管理運営					→			
			自然公園等における宿泊施設やスポーツ施設等をいかし、大学やクラブの合宿、研修の専用施設として活用する等、特色を重視した運営を行う。						商工観光課		
			道の駅の利用促進					→			
			情報発信・交流拠点として、道の駅利用者の利便性の向上と、施設の利用促進を図ることにより観光振興を図る。						商工観光課		

(2) これまでの取り組み

国際交流では、アイゼンシュタット市（オーストリア）と姉妹都市交流に取り組んでおり、その他の都市間交流でも、合併以前からの姉妹都市交流や友好都市交流を継続して実施してきましたが、順次見直しを進めてきています。

また、各観光協会やイベント実行委員会は、さぬき市観光協会として統一され、市内の各イベントは、市観光協会への移行を検討しています。

交流施設では、自然公園や温泉施設の特色化が求められており、温泉施設に関しては、経費節減と経営感覚をもった運営を取り入れるため、さぬき市施設管理公社に運営委託し経営の健全化に取り組んでいます。

基本施策 ⑥ 健全な心身と思いやりをはぐくむ健康・福祉のまちづくり

■目標〔保健〕

健康で暮らせるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

15 健康づくりを進める

16 病気を予防し健康を保つ

17 包括的な市民ケア体制をつくる

■具体的方策

15-1 心身の健康づくりを充実する※

16-1 生活習慣を改善する※

16-2 保健指導・健康管理を充実する

17-1 保健・医療・福祉の連携を図る

(1) 重点的な取り組み

15 健康づくりを進める

15-1 心身の健康づくりを充実する※

《最重点的な取り組み》

市民と行政の協働による健康づくり活動の推進体制整備を進めます。

市民が健康で暮らせるよう、地域で取り組む心身の健康づくり活動の充実を最重視します。

そのため、市民と行政の協働による健康づくり活動の場づくりや、情報発信・相談等の推進体制整備を進めます。

《重点的な取り組み》

健康づくり活動の啓発やグループ活動育成、健康のための土づくり等、心身の健康づくりを推進します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
15 健康づくりを進める	15-1 心身の健康づくりを充実する※	87 新	☆健康づくり活動の推進体制整備					→	健康づくり推進課
			健康づくりについて学び、活動する場としてワークショップを開催し、地域における健康づくりの気運を盛り上げるための情報発信や健康づくりの輪を広げていく。						
		88 新	健康づくりの啓発とグループ活動育成					→	健康づくり推進課
			各自が属するライフステージの健康目標や、グループ単位の目標数値を記入できる健康プログラムをつくり、数値を意識した健康づくりを推進する。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
15 健康づくりを進める	15-1 心身の健康づくりを充実する※	89 新	健康づくりの推進	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	健康づくり推進課
			おすすめのウォーキング(ジョギング)コースを示す等、その人に合ったウォーキングや軽運動による健康づくりを推進する。	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
		90	健康のための土づくりの推進	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	農林水産課 長寿障害福祉課 寒川支所
			市内各地域に、健康のための土づくりのノウハウを広げ、良質な食材である健康ミネラル野菜栽培の家庭菜園等への普及・推進を図る。 高齢者が、健康づくり・生きがいづくりのために野菜や花苗を栽培し、収穫した野菜は地域の人々に提供・販売し、宮農活動を実践する。	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

16 病気を予防し健康を保つ

16-1 生活習慣を改善する※

《最重点的な取り組み》

生活習慣病の予防と食育・食生活改善を進めます。

自分の健康は自分で守るという意識を高め、第1次予防として、生活習慣を改善することを最重視します。

そのため、健康管理や健康教育、健康相談を充実し、生活習慣病の予防を進めます。

また、健康づくりの基本となる正しい食生活に関する情報を発信し、食の安全についての啓発・指導も進め、食育・食生活改善の推進に取り組みます。

《重点的な取り組み》

妊娠時及び乳幼児からの基本的な生活習慣づけを推進します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
16 病気を予防し健康を保つ	16-1 生活習慣を改善する※	91	☆生活習慣病の予防	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	健康づくり推進課
			生活習慣病が増加しており、今後さらに健康教育・健康相談等の健康管理に必要な指導・助言を行い、健康に対する意識の高揚を図る。	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
			☆食育・食生活改善の推進	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	健康づくり推進課
		92	正しい食生活を身につけ、健康全般に対する知識を学び、生活習慣病の予防に努めるよう、さぬき市食生活改善推進員養成講座や研修会を開催し、市民に食育・食生活改善を周知・啓発する。	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
			93 基本的な小児生活習慣の確立支援	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	健康づくり推進課
		93	母子保健において、育つ世代(0~5歳)では、食生活や親子の接し方等について考える機会を設け、学ぶ世代(6歳~14歳)では、基本的な生活習慣を確立できるよう指導する。	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

16-2 保健指導・健康管理を充実する

《重点的な取り組み》

保健指導・健康管理を充実するため、母子保健支援や母子育児支援、健康診査、健康管理、国保健康管理、保健・栄養指導を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
16 病気を予防し健康を保つ	16-2 保健指導・健康管理を充実する	94	母子保健支援					→	健康づくり 推進課
			妊娠・出産から育児に至る健康診査や保健指導等を通して、保護者への育児支援、母子保健活動を行う。専門スタッフがチームになり、集団健康診査を実施する。個別健康診査、乳幼児相談、乳幼児訪問を実施する。						
		95	母子育児支援					→	健康づくり 推進課
			妊娠・出産・育児に関する様々な育児不安を解消するための、ふれあいの場づくりや育児に必要な知識の習得、サークル活動の支援を行う。						
		96	健康診査の充実					→	健康づくり 推進課
			「老人保健法」「結核予防法」「健康増進法」「健康日本21」に基づく老人保健事業、がん検診等健康診査事業、結核予防事業を効果的に行い、病気の早期発見と健診の受診率の向上を図る。						
		97	健康管理の充実					→	市民病院
			市民病院において、人間ドックや健康診断を行うとともに、市民病院医師により、幼稚園、小・中学校において耳鼻科検診や内科検診、学校薬剤師の活動を行う等、地域住民の健康管理を行う。						
		98	国保健康管理の充実					→	市民病院
			市民病院において、糖尿病教室や安産教室、酒害教室を開催し、国保被保険者及び地域住民の健康保持増進を図るとともに、健康教育のための講師も派遣する。 総合相談窓口を院内に設け、関係機関との連絡により患者の医療相談に対応する。						
		99	保健・栄養指導の充実					→	健康づくり 推進課
			保健師・栄養士の資質向上の研修を実施し、地域保健に従事する専門職としての専門能力及び行政能力を高め、市民ニーズの高度化や多様化に対応した保健指導・栄養指導を実施する。						

17 包括的な市民ケア体制をつくる

17-1 保健・医療・福祉の連携を図る

《重点的な取り組み》

保健・医療・福祉の連携を図るため、その拠点となるさぬき市総合保健福祉センター(仮称)を整備します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
17 包括的な 市民ケア 体制をつ くる	17-1 保健・医療・福 祉の連携を図 る	100 新	保健・医療・福祉が連携し た総合保健福祉センター(仮 称)整備					→	福祉総務課
			保健・医療・福祉の連携及び地域福祉の 連携を図るため、総合的なセンターの整備に ついて新市民病院建設とあわせ検討する。						

(2) これまでの取り組み

市民自身の健康意識の高揚と自己管理を支援するための、基本健康診査を行っているほか、各種がん検診や総合的な健康診査を受ける機会を増やすため、市民病院において人間ドックを実施しています。さらに、フォローアップとして健康教室を開き、生活習慣病予防のための健康教育、健康相談、健康まつり等も実施しています。

また、子どもの予防接種については、定期予防接種の無料化を図るとともに、県下のどの医療機関でも接種が受けられるよう広域化を図っています。

2004年(平成16年)3月に、「さぬき・すこやかプラン21さぬき市健康増進計画・母子保健計画」を策定し、市民と一体となった、さぬき市型健康なまちづくりの実現に取り組んでいます。

■目標〔医療〕

安心できる医療環境のあるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

18 市民が安心して利用できる医療施設をつくる

■具体的方策

18-1 医療施設を充実する※

18-2 医療設備を充実する

19 地域に密着した医療サービスを行う

19-1 医療サービス体制を充実する

19-2 小児医療サービスを充実する

19-3 リハビリテーション・サービスを充実する

(1) 重点的な取り組み

18 市民が安心して利用できる医療施設をつくる

18-1 医療施設を充実する※

《最重点的な取り組み》

新市民病院建設を進めます。

市民が安心して質の高い医療サービスを享受できるよう、時代の変化に対応した新しい医療施設の充実を最重視します。

そのため、地域の中核医療施設となる新市民病院の建設を進めます。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
18 市民が安心して利用できる医療施設をつくる	18-1 医療施設を充実する※	101 新	☆新市民病院建設					→	市民病院
<p>現在の市民病院の建物は建築後約40年を経過しており、施設・設備の狭隘化、老朽化が著しく、急速な医療技術の進歩、患者ニーズの多様化、疾病構造の変化等への対応が困難な状況になっている。このため、新市民病院を建設し、地域の中核医療施設として質の高い医療の提供を目指すとともに、災害医療体制の充実・強化を図る。</p>									

18-2 医療設備を充実する

《重点的な取り組み》

新機種の医療機器を導入することにより、最新の検査水準に対応するとともに、検査時間短縮による効率化を図ります。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
18 市民が安心して利用できる医療施設をつくる	18-2 医療設備を充実する	102 新	マルチスライスCTの導入					→	市民病院

新機種のマルチスライスCTを導入することにより、撮影機能の向上を図り、最新の検査水準に対応するとともに、検査時間短縮による効率化を図る。

19 地域に密着した医療サービスを行う

19-1 医療サービス体制を充実する

《重点的な取り組み》

休日・夜間の救急医療及び精神科救急医療を実施し、休日・夜間救急医療体制の充実を図ります。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
19 地域に密着した医療サービスを行う	19-1 医療サービス体制を充実する	103	休日・夜間の救急医療の実施					→	市民病院
			大川保健医療圏の医療機関により、当番制で休日・夜間における救急医療を実施する。						
		104	精神科救急医療の実施					→	市民病院
			大川高松救急医療圏の精神科救急医療体制を確保するため、参加病院の当番制で夜間救急医療を実施する。						

19-2 小児医療サービスを充実する

《重点的な取り組み》

小児夜間急病診察室を運営し、小児救急医療体制の充実を図ります。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
19 地域に密着した医療サービスを行う	19-2 小児医療サービスを充実する	105	小児夜間急病診察室の運営					→	市民病院

大川保健医療圏の小児救急医療体制の充実を図るため、大川地区医師会や香川大学医学部附属病院の協力を得て小児夜間急病診察室の運営を実施する。

19-3 リハビリテーション・サービスを充実する

《重点的な取り組み》

住み慣れた地域で総合的かつ一貫したリハビリテーション・サービスが受けられるよう、地域リハビリテーション支援センターの運営を充実します。

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
19 地域に密着した医療サービスを行う	19-3 リハビリテーション・サービスを充実する	106	地域リハビリテーション支援センターの運営					→	市民病院

高齢者や障害者の寝たきり予防のため、市民病院の医師や理学療法士等が、地区の住民や施設入所者を対象に講演や指導を行い、住み慣れた地域で総合的かつ一貫したリハビリテーション・サービスが受けられるよう支援体制の整備を図る。

(2) これまでの取り組み

さぬき市民病院は、診療科16科、病床数420床（一般226床、感染4床、精神190床）を有する地域中核病院として良質な医療の提供に努めてきました。

1996年（平成8年）11月には災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定を受け、災害時の医療確保に取り組むとともに、2003年（平成15年）4月には大川地区の小児救急医療体制の充実を図るため、小児夜間急病診察室を開設しました。

また、同年12月には県から地域リハビリテーション支援センターの指定を受け、高齢者や障害者の寝たきり予防のため、地域で総合的かつ一貫したリハビリテーション・サービスが受けられるよう支援体制の整備を進めています。

しかしながら、築後40年を経過した施設は狭隘化、老朽化が著しく、総合的で質の高い医療サービスを受けられる環境整備が望まれており、あわせて保健・医療・福祉の中核施設としての機能強化が期待されています。

そのため、新市民病院の建設整備に向け調査・検討を進めるとともに、経営健全化プログラムを実行しています。

■目標〔福祉〕

社会的弱者が自立できるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

20 安心して子どもを産み育てることができるよう支援する

21 障害者が自立できるよう支援する

22 高齢者が自立できるよう支援する

■具体的方策

20-1 地域で子育てを支え合う体制にする※

20-2 子育て支援内容を充実する

21-1 地域で障害者を支え合う体制にする※

21-2 障害者の自立支援内容を充実する

22-1 地域で介護を支え合う体制にする※

22-2 高齢者の自立支援内容を充実する※

(1) 重点的な取り組み

20 安心して子どもを産み育てることができるよう支援する

20-1 地域で子育てを支え合う体制にする※

《最重点的な取り組み》

地域においての、子育て支援や相談・情報提供等を行う場と体制づくりを進めます。

地域の活力を維持するため、地域で子育てを支え合う体制づくりを最重視します。

そのため、地域子育て支援センターの整備や、相談や情報提供等を行う体制づくりを進めるとともに、総合的な子育て支援推進体制の検討に取り組みます。

《重点的な取り組み》

子育てボランティアのための支援体制及び拠点づくり、子育てサポーター制度、放課後児童クラブ、児童館、児童虐待防止ネットワークの整備を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
20 安心して子どもを産み育てることができるよう支援する	20-1 地域で子育てを支え合う体制にする※	107	☆地域子育て支援センター整備					→	子育て支援課
			身近な地域において子育てを支援する拠点として、地域子育て支援センター整備を進める。 また、地域子育て支援センター事業により、各地域密着型の育児相談や育児指導、子育てサークルの育成支援、ベビーシッター等地域の保育資源の情報提供等を積極的に実施する。						
		108 新	☆子育て情報提供相談体制整備					→	子育て支援課
			子育てに関する情報発信や相談をまとめて行えるよう、子育て情報総合相談窓口を設置する。						
		109 新	☆次世代育成支援推進体制の検討					→	子育て支援課
			次世代育成運営委員会を設置し、次世代育成に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する体制を構築する。						
		110 新	子育てボランティアの支援体制整備	...				→	子育て支援課
			子どもを地域の中で見守る支援体制を整備するため、子育てボランティアグループの支援・育成を図る。 ベビーシッターや預かり保育サービス提供団体の登録制度を実施する。						
		111 新	子育てボランティアの支援					→	子育て支援課
			公共施設を有効利用し、ボランティアの運営による会員制子育てサロンを設置する。						
		112 新	子育てサポーター制度の整備					→	子育て支援課
			地域住民の助け合いの制度として、子育てサポーター制度を検討する。 手助けを求める人と、援助する人の両方が会員登録しておき、保育所への送迎や帰宅後の預かり保育等をサポートする。						
		113 新	放課後児童クラブの整備					→	子育て支援課
			小学校統合等の検討の中で、放課後児童クラブを小学校の余裕教室で開設する。校舎内であるため、児童の移動に伴う、事件・事故の回避と移動経費の削減を図る。 開設に伴う小学校の空調設備やトイレの増設等、施設整備を行う。						
		114 新	児童館の整備	...				→	子育て支援課
			各地域の児童を対象に、健全な遊びや健康の増進、豊かな情操の育成等、児童の健全育成に関する活動を担う児童館の新設及び整備充実を図る。						
		115	児童虐待防止ネットワーク整備					→	子育て支援課
			児童虐待防止の関係機関による連絡調整会議や実務担当者による事例検討会、研修会、児童虐待の早期発見、早期対応を図るための研修・啓発を行う。						

20-2 子育て支援内容を充実する

《重点的な取り組み》

仕事と子育ての両立支援の各種制度の普及啓発、特定保育、保育所検討組織の設置、保育所の民営化、保育所の整備、保育士の充実、休日保育、病後児保育を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
20 安心して子どもを産み育てることができるよう支援する	20-2 子育て支援内容を充実する	116 新	仕事と子育ての両立支援の各種制度の普及・啓発				→		子育て支援課
			事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを、公共職業安定所等の関係機関と連携を図りながら、広報紙等を通じて普及・啓発する。						
			特定保育の実施		→				子育て支援課
			保護者の就業形態の多様化に伴い、3歳未満児を対象に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを実施する。						
			保育所検討組織の設置		→				子育て支援課
			保育所のあり方についての検討組織を設置し、就学前児童施設に関する幼児教育及び保育の実施や市立保育所の民営化、幼保一元化(総合施設)等を検討する。						
			保育所の民営化	■■■■■	→				子育て支援課
			子育て支援施策を充実・強化するため、市立保育所の改築整備とあわせて、運営主体を選定し、市立保育所を段階的に民営化する。 また、専任保育士は、保育所経験者を起用し、民営化予定の保育所での子どもや保護者の相談を受けたり、行政や新保育所に保護者らの要望を伝える役割を果たす。						
			保育所の整備		→				子育て支援課
			保育所のあり方の検討結果を踏まえた上で、施設を増改築整備し、定員拡大に対応する。						
121 新	保育士の充実		保育士の充実				→		子育て支援課
			指導者による保育士指導により、市内保育所の保育の資質向上を図る。						
122 新	休日保育の実施		休日保育の実施			→			子育て支援課
			認可保育所が当番制で、休日の保育サービスを行う。 また、休日勤務用保育士を配置する。						
123 新	病後児保育の実施		病後児保育の実施	■■■■■	→				子育て支援課
			病気回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な子どもで、かつ保護者の勤務の都合、傷病・事故・出産・冠婚葬祭等社会的に止むを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な子どもの保育を行う。						

21 障害者が自立できるよう支援する

21-1 地域で障害者を支え合う体制にする※

《最重点的な取り組み》

障害者に対して適切なケア・マネジメントを行える体制づくりを進めます。

障害者が自立した生活を送れるよう社会資源を整備し、地域で介護を支え合う体制にすることを最優先します。

そのため、障害者ケア・マネジメント手法を活用し、個々の障害者に合わせた適切な相談支援を実施します。

《重点的な取り組み》

地域で障害者を支え合う体制にするため、障害者の生活自立支援、障害者の社会参加促進支援を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
21 障害者が 自立でき るよう支 援する	21-1 地域で障害者 を支え合う体 制にする※	124	☆ケア・マネジメントの相談 体制の整備					→	長寿障害福 祉課
			個々の障害特性に応じた個別対応の障害者生活支援事業の充実を図るために、福祉事務所内に、相談窓口を設置し、障害者ケア・マネジメントの手法を活用した相談支援を行う。						
			125 地域での生活自立支援					→	
				グループホーム等、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加を促進する。					
		126	障害者の社会参加促進支 援					→	長寿障害福 祉課
			障害者の生活向上のための各種サービスの提供を行い、社会参加を促進し、在宅福祉の向上を図る。						

21-2 障害者の自立支援内容を充実する

《重点的な取り組み》

障害者の自立支援のため、障害者通所作業所整備を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
21 障害者が 自立でき るよう支 援する	21-2 障害者の自立 支援内容を充 実する	127	障害者通所作業所の整備					→	長寿障害福 祉課
				心身障害者が自立した生活を送るために必要な訓練や作業指導を受けるとともに、仲間づくりや協調性を養うための生活指導等、適応訓練を受けるための障害者通所作業所を整備する。					

22 高齢者が自立できるよう支援する

22-1 地域で介護を支え合う体制にする※

《最重点的な取り組み》

地域で家族介護の支援を進めます。

高齢者が自立した生活を維持できるよう、地域で介護を支え合う体制にすることを最重視します。

そのため、在宅介護サービスにおいて、高齢者を介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を支援します。

《重点的な取り組み》

地域で介護を支え合う体制にするため、家族介護の支援やケア・マネジメントリーダー活動の支援を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的な方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
22 高齢者が 自立でき るよう支 援する	22-1 地域で介護を 支え合う体制 にする※	128	☆家族介護教室の開催					→	長寿障害福祉課
			高齢者を介護している家族や近隣の援助者が介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の知識・技術を習得するための教室を開催する。						
		129	家族介護の支援					→	
			高齢者を介護している家族を、介護から一時的に開放し、日帰り旅行や、施設見学等を活用した介護者相互の交流会を開催し、心身のリフレッシュを図る家族のレスパイト(息抜き)サービスを実施する。						長寿障害福祉課
		130	ケア・マネジメントリーダー活動支援					→	長寿障害福祉課
			地域におけるケア・マネジメントリーダーの活動を支援し、介護保険制度の要である介護支援専門員の資質向上と支援体制の強化を図る。 市町村ケア・マネジメントリーダー活動促進事業により、個々の介護支援専門員に対する支援、地域の介護支援専門員同士の連携体制の構築、地域のケア体制(ケア・チーム)の構築支援に対する支援を行う。 市町村介護支援専門員個別相談窓口設置事業により、ケア・マネジメントリーダーを中心に介護支援専門員の個別相談に応じ、助言・指導等を行う窓口を設置する。 ケア・プラン指導研修事業により、保健・医療・福祉の専門家等からなるケア・プラン指導研修チームを設置し、地域の介護支援専門員、在宅介護支援センター、介護サービス事業者等を対象として、ケア・プラン作成事例検討会を開催し、ケア・プラン作成技術の向上や関係者の情報交換を行う。						

22-2 高齢者の自立支援内容を充実する※

《最重点的な取り組み》

介護予防サービスの支援・充実を進めます。

高齢者のイメージは、社会的弱者から豊かな現役世代へと変わりつつあり、高齢者の自立支援充実を最重視します。

そのため、健康状態や介護状態にあった、介護予防プログラムや健康づくりを提供する介護予防サービスの充実に取り組みます。

《重点的な取り組み》

シルバー人材センターの活用、元気な老人クラブづくり、高齢者の生きがいづくりを実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的な方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
22 高齢者が 自立でき るよう支 援する	22-2 高齢者の自立 支援内容を充 実する※	131 新	☆介護予防サービスの支 援・充実					→	長寿障害福 祉課
			介護保険制度の見直しに伴い、高齢者が 介護状態に陥ることなく、健康な生活を送れる ような新しい介護予防給付のメニュー対策を 講じる。						
		132 新	☆高齢者筋力向上の支援					→	
			転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動機能 低下防止の観点から、高齢者向けに改良され た負荷量の微調整が可能なトレーニング機器 を使用し、介護認定で要支援・要介護1と判定 された対象者に応じた個別プログラムを作成し、 運動機能の向上に資する包括的なトレーニン グを実施する。						
		133 新	☆低栄養予防の支援					→	
			介護認定で、自立・要支援・要介護1と判定 された人を対象に、低栄養改善プログラムの 実施を通じて、低栄養状態の予防・改善を図る。						
		134 新	☆認知症予防の支援					→	
			認知症を初期段階で発見できる予防教室 の開催とともに、脳機能を活性化させるプロ グラムにより、認知症の予防と、進行・重症化を 防止する。						
		135 新	シルバー人材センターとの 連携					→	
			高齢者が、子育てサポーターや出前講師と して活躍できるよう、シルバー人材センターとの 情報交流を促進し、連携強化を図る。						
		136 新	元気な老人クラブづくりの 支援					→	
			今後、団塊の世代が新老人に仲間入りする ことにより、老人クラブの加入率の向上が見 込まれることから、より地域活動への積極的参 加と、多彩なクラブ活動が展開できるよう、元 気な老人クラブづくりを支援する。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
22 高齢者が 自立でき るよう支 援する	22-2 高齢者の自立 支援内容を充 実する※	137	高齢者の生きがいづくりの 支援						長寿障害福 祉課
				<p>高齢者が活躍できるよう、健康・福祉、生涯学習、雇用の相互連携をより高め、総合的な支援体制を構築する。元気な高齢者が経験をいかして、生きがいをもって働くことのできる場や、子育て・介護の分野でも活躍できる機会を増やす。</p> <p>さらに、それらの活動をしながら、生涯学習にも積極的に取り組めるよう、元気で自立した高齢者の活躍を支援する。</p>					

(2) これまでの取り組み

1) 子育て・児童福祉に関する取り組み

子育てを支援するため、乳幼児医療費支給事業、児童手当支給事業、子育てボランティア事業、母子保健事業、母子支援事業等各種事業に取り組んでいます。

また、児童や家庭をとりまく環境の変化に伴う児童虐待、育児不安の問題等については、児童虐待防止連絡協議会ネットワークとの連携を強化することにより、問題解決への支援を進めています。

子どもの年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、ゼロ歳から就学前まで心身の発達にあわせた幼保一元化を、寒川地区においてモデル的に2003年度（平成15年度）から実施しています。（寒川保育所、寒川幼稚園、寒川ふれあいセンターの共用）

さらに、子どもを安心して産み育てる環境づくり、子どもの健全な成長と子育てを支援する体制づくりを、総合的かつ計画的に推進していくため「さぬき市次世代育成支援行動計画」を2004年度（平成16年度）に策定しています。

2) 障害者福祉に関する取り組み

2002年度(平成14年度)策定の「さぬき市障害者計画」に基づき、重点実施事業を中心に取り組んでいます。

障害者の相談支援の体制整備やケア・マネジメントの充実を図るため、障害者生活支援を東かがわ市との共同による大川障害保健福祉圏域で取り組んでおり、訪問や電話相談のほか、福祉事務所内に支援センター相談員による相談窓口を設置する等、個々の障害特性に応じた個別対応を行っています。

3) 高齢者福祉に関する取り組み

高齢者福祉については、2002年度（平成14年度）に策定した「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」の基本理念である“高齢者の自立支援に基づいた保健福祉のまちづくり”を踏まえ、計画的に事業を推進しています。

特に、さぬき市社会福祉協議会が行っている、ふれあいサロンや、いきいきネット事業が地域に定着しつつあり、高齢者の生きがい活動の機会として活用されています。

介護予防の拠点である地域型在宅介護支援センターの一層の充実を図るため、基幹型在宅介護支援センターを設置し、連携を図りながら、介護予防・地域支え合い事業については引き続き実施しています。

また、生きがい活動支援通所事業や軽度生活援助事業を、さぬき市社会福祉協議会のみへの委託だけでなく、新たに民間事業者の参入を認め、幅広いサービスの提供に努めています。

基本施策 ⑦ 主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり

■目標〔人権〕

差別がなく人権が守られるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

23 人権を尊重する教育・啓発を行う

23-1 人権・同和教育を進める※

23-2 人権啓発を進める

24 男女共同参画社会を実現する

24-1 「さぬき市男女共同参画プラン」を推進する

24-2 暴力を防止し被害者を救済するを充実する

(1) 重点的な取り組み

23 人権を尊重する教育・啓発を行う

23-1 人権・同和教育を進める※

《最重点的な取り組み》

人権・同和教育を進めます。

学校・家庭・地域・職場等様々な場を通じて、平和で差別のない人権尊重の社会を築くための人権・同和教育を進めることを最重視します。

そのため、差別のない社会と豊かな人権形成の基本となる人権・同和教育の推進に取り組みます。

〔取り組み概要〕

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
23 人権を尊重する教育・啓発を行う	23-1 人権・同和教育を進める※	138	☆人権・同和教育の推進					→	人権推進課 人権教育課
学校教育での事業と社会教育での事業を推進する。人権・同和問題に関する学習機会を市民に幅広く提供することにより、住民相互の理解を深め、人権感覚を身につけてもらう。									

23-2 人権啓発を進める

《重点的な取り組み》

差別のない住みよい地域社会の実現に向けた人権・同和対策を推進します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
23 人権を尊重する教育・啓発を行う	23-2 人権啓発を進める	139	人権・同和対策の推進					→	人権推進課 人権教育課

同和問題の早期解決と人権擁護の施策を行政の重要課題として位置づけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等に関する施策を総合的に推進する。
部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消し、明るく住みよい地域社会の実現を目指し事業を推進する。

24 男女共同参画社会を実現する

24-1 「さぬき市男女共同参画プラン」を推進する

《重点的な取り組み》

男女共同参画社会実現のため、「さぬき市男女共同参画プラン」に掲げた取り組みを実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
24 男女共同参画社会を実現する	24-1 男女共同参画プランを推進する	140	「さぬき市男女共同参画プラン」の啓発・推進					→	秘書課

「さぬき市男女共同参画プラン」に基づき、「自分らしく、ともに生きることができるまち」を目指して、男女が、お互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し事業を推進する。

24-2 暴力を防止し被害者を救済する

《重点的な取り組み》

ドメスティック・バイオレンス(DV)※5、ストーカー行為被害者の支援を実施します。

※5 ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人等、親密な関係にあるパートナーからの肉体的・性的・精神的暴力のこと。DVと略される。2001年(平成13年)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
24 男女共同 参画社会 を実現す る	24-2 暴力を防止し 被害者を救済 する	141 新	ドメスティック・バイオレンス (DV)、ストーカー行為被 害者の支援		➡				市民課

住民基本台帳の省令の一部改正により、行政においても、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為被害者に対し、必要な支援措置をとらなければならない。
この支援措置に伴い、DVやストーカー行為の被害者から「支援措置申出書」が提出された場合、被害者の住民票・住民票の閲覧・印鑑登録証明書の発行を停止できるように、現住民基本台帳オンラインシステムの一部変更を行う。

(2) これまでの取り組み

人権尊重に関する取り組みは、国際社会や国、県の動きにあわせて実施しています。

国では2000年(平成12年)12月6日に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、さぬき市では市制施行の2002年(平成14年)4月1日に、「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を制定しました。翌2003年(平成15年)3月には必要な施策推進を図るべく、「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」を策定し、同年9月9日には、人権尊重都市宣言を行いました。

そして2004年(平成16年)3月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を策定し、この基本計画のもと、学校・地域・家庭・職場・その他様々な場を通じて、講演会・研修会・学習会・各種講座・セミナー・コンサート等を実施し、人権教育、人権啓発の推進に取り組んでいます。

■目標〔教育〕

生きる力と人間性豊かな心をはぐくむ教育が行われるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

25 学校教育を充実する

■具体的方策

25-1 子どもの教育を充実する※

25-2 幼児教育を充実する

25-3 教職員の資質・能力を向上する

26 家庭教育を充実する

26-1 家庭や地域と連携した教育を行う

(1) 重点的な取り組み

25 学校教育を充実する

25-1 子どもの教育を充実する※

《最重点的な取り組み》

子どもたちの主体性をはぐくむ教育を目指す研究推進事業を進めます。

さぬき市の将来を担う子どもたちが、郷土を愛し、心豊かにたくましく生きていく力を持って育っていくよう、子どもの教育を充実することを最重視します。

そのため、2学期制の導入、ふるさと教育の推進、小・中一貫教育の実施等、市独自の研究課題を設定し、自ら学び自ら考える力をはぐくむ教育の充実を目指す研究推進事業を進めます。

《重点的な取り組み》

子どもの教育を充実するため、社会科副読本の作成、心の教室相談員の設置、ICT（情報コミュニケーション技術）※6プランの推進、外国語指導助手の配置、地元農産物の学校給食への導入促進、学校教育施設等の再編整備と有効活用の推進を実施します。

※6 ICT

Information and Communications Technologyの略で、これまでのIT（情報通信技術）に「Communication（コミュニケーション）」を加えた概念である。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
25 学校教育 を充実す る	25-1 子どもの教育 を充実する※	142	☆研究推進校の指定					→	学校教育課
			時代に即応した教育環境を目指し、さぬき市独自で研究推進校を指定し課題研究を行う。今後進めていく事業について、毎年、幼稚園及び小・中学校各1校を研究推進校に指定するとともに、主任指導主事2名を配置して、よりよい方策を検討して研究推進を図る。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
25 学校教育 を充実す る	25-1 子どもの教育 を充実する※	143 新	社会科副読本の作成						学校教育課
			さぬき市の素晴らしさを知り、郷土を愛する心を育てるため、市の歴史・地理・統計データ等を一冊の本にまとめた、市内小・中学校社会科副読本を作成する。						
		144	心の教室相談員の設置						学校教育課
			児童・生徒が相談しやすい場として、心の教室を設け、悩みや不安を把握し、児童・生徒の不安を解消していくための支援活動を行い、生徒の心身の健康を図る。 現在市内の中学校では心の教室相談を実施しており、随時小学校にも心の教室相談員を配置する。相談員は、生徒や保護者、教職員の悩みの相談や、学校の教育活動への支援を行う。						
		145	ICTプランの推進						教育総務課 学校教育課
			ICTプランの推進により、各小・中学校の情報教育の充実を図る。各小・中学校にLAN整備及び情報機器整備を行い、情報教育環境の構築を図る。						
		146	外国語指導助手の配置						教育総務課
			中学校における英語指導、幼稚園・小学校での異文化理解学習及び地域住民に対する語学指導等に、外国語指導助手を活用することにより、英語学習及び国際理解教育の充実を図る。						
		147	地元農産物の学校給食へ の導入促進						農林水産課 学校教育課
			減農薬米生産の実証田圃の奨励や、安全な米づくり指針により、生産農家グループを育成し、学校給食センターが優先的に買い上げる仕組みをつくる。 有機野菜や旬の食材、郷土料理も取り入れる。 地場産物を活用することにより、子どもたちが、食と地域や農業のつながりを自らの体で受け止めることができる体制づくりに努める。地産地消の推進と食農文化の育成を図る。						
		148 新	学校教育施設等の再編整備と有効活用の推進						教育総務課 学校教育課
			少子化が進む中、児童・生徒数の推移による幼稚園や小・中学校規模の適正化、園・学校施設の適正配置について検討し、施設の再編や整備、有効活用の方針策定と地域住民との合意形成を図る。 また、老朽化している学校教育施設は、耐震改修を行い、地域の防災拠点施設として整備する。 学校施設等の再編・整備・有効活用の計画にあわせ、単独調理棟(3校)及び志度共同調理場を統合することにより、より安全な給食の提供と効率的な調理を実現する。						

25-2 幼児教育を充実する

《重点的な取り組み》

幼稚園における子育て支援の充実に向け、幼稚園預かり保育を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
25 学校教育 を充実す る	25-2 幼児教育を充 実する	149 新	幼稚園預かり保育の実施					→	学校教育課 子育て支援 課

「幼児教育振興プログラム」に基づき、通常の教育時間終了後及び長期休業期間中に、家庭と連携し、積極的な子育て支援を視野に入れた教育活動を行うため、幼稚園預かり保育を実施する。

25-3 教職員の資質・能力を向上する

《重点的な取り組み》

教科等指導員の委嘱を行い、教職員の資質・能力向上を図ります。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
25 学校教育 を充実す る	25-3 教職員の資質・ 能力を向上す る	150 新	教科等指導員の委嘱					→	学校教育課

市内に勤務している教員の中から、市内の幼稚園、小・中学校の教育課題等に適切な指導助言ができる者を選任し、指導員を委嘱する。指導員は、専門的事項及び一般教養の向上のため、常に研修に努めるとともに、各学校等において、課題解決のための中心的役割を担うように努める。
また、小・中学校の相互間で教員が授業見学し、意見交換することにより教育指導力向上を図る。

26 家庭教育を充実する

26-1 家庭や地域と連携した教育を行う

《重点的な取り組み》

地域で育てる学校づくり、家庭・地域・学校の連携による教育を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
26 家庭教育 を充実す る	26-1 家庭や地域と 連携した教育 を行う	151 新	地域で育てる学校づくり					→	学校教育課
			地域の中へ入り込む学習を充実させることにより、学校教育を通じたコミュニティ形成の推進を図る。通学中の声かけ運動等、小さな取り組みから、家庭・地域・学校の連携の仕組みをつくる。 また、地域懇話会を開催し、保護者や地域の人たちと学校の話し合いの場を持ち、学校運営に役立て、地域で子どもたちを育てる取り組みを盛り上げていく。						
		152 新	家庭・地域・学校の連携による教育の推進					→	学校教育課
			福祉・環境・国際理解の学習、職場体験に地域のボランティアの応援を得て子どもたちが地域で学習できる機会を増やしていく。 個人の知識、技術を子どもたちの学習に活用できる人材の募集登録を行う。 地域全体で子どもたちの成長を見守り育っていく、家庭・地域・学校が一体となった教育に取り組む。						

(2) これまでの取り組み

学校教育環境の維持充実を図るため、耐震・老朽化対策、学校の適正規模及び適正配置等を踏まえ、津田小学校の改築、志度地区幼稚園の統合を進めています。今後も順次教育施設の統廃合、改築整備を進めていく予定です。

幼稚園教育では、市内全域で3歳児保育に取り組み、幼保一元化の試みとして寒川幼稚園で幼稚園教員と保育士とが相互連携して保育活動を実施しています。

子ども読書活動の推進では、自ら調べ学ぶ学習ができるよう、学校図書の充実を進めています。

また、さぬき市民としての自覚と誇りを持ち、郷土を愛する心を育成するための児童のふれあい交流を進めています。

教育の情報化に向け、ICTプラン実践校に志度東中学校を指定し、教材のデータベース化や学校間での情報交流を進めています。

各小・中学校に学校評議員制度を導入し、開かれた学校づくりを行っています。

■目標〔生涯学習〕

生きがいを持って生涯を送れるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

27 生涯学習を充実する

■具体的方策

27-1 多様な生涯学習内容にする※

27-2 地域での学習活動を進める

27-3 子どもの交流学習を進める

28 スポーツを振興する

28-1 地域でのスポーツ活動を進める

(1) 重点的な取り組み

27 生涯学習を充実する

27-1 多様な生涯学習内容にする※

《最重点的な取り組み》

総合的な生涯学習の推進に向け、「さぬき市生涯学習基本計画」(仮称)の策定を進めます。

余暇時間の増大や、情報化・国際化・高齢化の進展等に対応した生涯学習内容の充実を最重視します。

そのため、総合的な生涯学習の推進に向けた施策を検討し、「さぬき市生涯学習基本計画」(仮称)の策定に取り組みます。

《重点的な取り組み》

多様な生涯学習内容とするため、市民大学講座、情報通信学習講座、外国語学習講座を実施します。

【取り組み概要】

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署		
				17	18	19	20	21			
27 生涯学習を充実する	27-1 多様な生涯学習内容にする※	153 新	☆「さぬき市生涯学習基本計画」(仮称)の策定	■■■■■	→				生涯学習課		
			総合的な生涯学習の推進に向けた施策を検討し、「さぬき市生涯学習基本計画」を策定する。								
		154	市民大学講座の充実	→							生涯学習課
		市民に多様な生涯学習機会を提供できるよう、市民大学講座の内容を充実する。									
		155	情報通信学習講習会の開催	→							生涯学習課
		情報通信学習講習会として、初心者及び中級者を対象にしたコース、高齢者向けの50歳以上限定コースを設定している。今後パソコン等機器の整備を行い、IT基礎技能向上を図る。									

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
27 生涯学習 を充実す る	27-1 多様な生涯学 習内容にする ※	156 新	外国語学習講座開催					→	生涯学習課

在住外国人指導者リストを作成し、在住外国人の協力を得て外国語教室を開催する等、国際理解教育を推進する。

27-2 地域での学習活動を進める

《重点的な取り組み》

公民館活動の活性化、公民館の整備、図書館活動の充実を図ります。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
27 生涯学習 を充実す る	27-2 地域での学習 活動を進める	157 新	公民館活動の活性化					→	生涯学習課
			地域の生涯学習拠点として、公民館活動の充実と活性化を図る。						
		158 新	公民館の整備					→	

生涯学習の振興や文化活動の振興、地域間交流の促進、情報発信の拠点として公民館を整備する。

図書館活動の充実

図書館における蔵書数の充実を図る。
家族で読書に親しみ、知性や感性を磨き、親子のふれあいを深め、本を読む環境づくりを推進する。
子どもの読書ばなれ対策事業を実施し、子ども読書活動を積極的に推進する。

生涯学習課

27-3 子どもの交流学習を進める

《重点的な取り組み》

姉妹都市等との交流の推進、野外自然レクリエーション拠点の充実、体験学習活動プログラムの充実、自然体験学習会や子ども遊び教室、子ども学び教室を開催します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
27 生涯学習 を充実す る	27-3 子どもの交流 学習を進める	160	姉妹都市等との交流の推進					→	教育総務課

児童・生徒・教師による姉妹都市等との友好交流を通じ、異なる地域の文化を理解し、幅広い見識を養うとともに、友好・協調の精神をはぐくむ。
長期休業期間を利用したホームステイ等を通じ、姉妹都市や友好交流都市等の児童・生徒との友好交流を行う。

62

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
27 生涯学習 を充実す る	27-3 子どもの交流 学習を進める	161 新	野外自然レクリエーション の充実		■■■■■	→			学校教育課 生涯学習課 商工観光課 農林水産課
			みろく自然公園や門入の郷、大串自然公園等には、歴史民俗資料館や陶芸教室、炭焼き窯、サイクリングコース、オリエンテーリング等、子どもたちが日常生活で体験できない施設やスペースがあり、今後宿泊体験施設として整備し、野外自然レクリエーションの場として充実する。						
		162 新	体験学習活動プログラム の作成		■■■■■	→			学校教育課 生涯学習課
			自然体験等、地域での社会教育活動に主体的に取り組む創造性豊かな元気な子どもたちを育成していくための、社会教育プログラムをつくる。 会員公募制で、学習プログラムを修了すると、ジュニアリーダーパスポートを発行し、経験年数に応じてステップアップしていく仕組みをつくる。 また修了生が子どもを指導していくことができる継続的な取り組みの仕組みをつくる。						
			自然体験学習会の開催 温泉や宿泊施設を利用し、稻作・しいたけ栽培・山菜採り・田舎豆腐づくり・炭焼き・草木染め・こんにゃくづくり等、さぬき市で体験学習ができる場を提供し、交流を深める。 また、企業や大学などサークル活動や研修・合宿の利用へも拡大していく。		■■■	→			生涯学習課 農林水産課
		164 新	子ども遊び教室の開催 商店街の空き店舗や公共施設の空き施設、部屋を利用し、地域の高齢者や社会教育活動の指導者、学校教育経験者等が子どもたちに、創作遊び等を教える教室を定期的に開催する。		■■■■■	→			生涯学習課 商工観光課 学校教育課
			子ども遊び教室の開催 授業のない土曜日を利用して、子どもが参加する、遊び教室を開催する。知的な興味・関心を喚起させる科学おもしろ実験や、ものづくり講座、手づくりお菓子づくり等、大学生や学校関係者、専門家ボランティア等の協力を得て実施する。						生涯学習課 学校教育課

28 スポーツを振興する

28-1 地域でのスポーツ活動を進める

《重点的な取り組み》

地域での市民スポーツ振興に向け、総合型地域スポーツクラブの育成を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
28 スポーツ を振興す る	28-1 地域でのスポ ーツ活動を進 める	166 新	総合型地域スポーツクラブ の育成		■■■■■	→			生涯学習課
			市民が自主的に運営できる総合型地域ス ポーツクラブを育成し、地域での市民スポーツ 活動の活性化を図る。 日本体育協会の委託事業として、総合型地 域スポーツクラブを育成し、将来的には自主的 に活動が行えるよう支援する。						

(2) これまでの取り組み

多様な生涯学習の機会と内容を充実させるため、社会教育事業、各種団体育成事業、情報通信技術講習推進事業、公民館事業等、様々な事業を進めています。

図書館については、寒川図書館と志度図書館の連携により、市民の生涯学習施設としての利用促進を進めています。

2003年(平成15年)11月には、全国スポーツレクリエーション祭が香川県下で開催され、さぬき市においてもゲートボール、ウォークラリー等が行われ、地域での体力づくりやスポーツ活動に対する意識も高まっています。

■目標〔歴史・文化〕

さぬき市の文化を学び、継承し、独自の文化を創造するまちをつくる

■目標に対する基本戦略

29 歴史・伝統文化を継承する

■具体的方策

29-1 伝統文化を学び継承する※

29-2 文化財を保全する

29-3 歴史・文化を保全し活用する

30 新しい文化をつくる

30-1 発表活動を支援する

(1) 重点的な取り組み

29 歴史・伝統文化を継承する

29-1 伝統文化を学び継承する※

《最重点的な取り組み》

学校教育や生涯学習の場を通じて、地域の郷土文化を保全します。

先人が築きあげた歴史・伝統文化を学び、さぬき市独自の文化が育つ土壤を創っていくことが重要です。郷土に愛着と誇りを持ち、地域の伝統文化を学び継承することを最重視します。

そのため、合併した旧町の歴史をひもとき、長いつながりを持つ地域の歴史に触れることによって、学校教育や生涯学習の場等、様々な機会を通じて歴史・伝統文化を伝え、学べるよう地域の郷土文化の保全に取り組みます。

《重点的な取り組み》

伝承人材バンクの充実、さぬき市史の編纂に取り組みます。

【取り組み概要】

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署	
				17	18	19	20	21		
29 歴史・伝統文化を継承する	29-1 伝統文化を学び継承する※	167 新	☆郷土文化の保全					→	生涯学習課	
			さぬき市の歴史・伝統文化、芸術文化やその先駆者を調査し、継承していくとともに、市民が学べる環境や機会を提供していく。							
			伝承人材バンクの充実					→		
		168 新	さぬき市の歴史を語り継ぐ伝承者や、伝承文化の登録保存を進める。							
			さぬき市史の編纂					→	広報課 生涯学習課	
			さぬき市史の編纂準備を進める。							

29-2 文化財を保全する

《重点的な取り組み》

文化財の改修、指定文化財等の保存整備、古墳の復元整備を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
29 歴史・伝統文化を継承する	29-2 文化財を保全する	170 新	文化財の改修	■■■	■■■	■■■	■■■	■■■	生涯学習課
			旧恵利家住宅は、国指定重要文化財の施設であり、保存・活用を図っているが、移築されている周囲の状況が元の状況と異なるために、台風をはじめとする風雨に対して被害を受けやすく、壁面が予想以上に傷んでいるため、早急に改修する。						
			171 指定文化財等の保存整備	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	生涯学習課
			西教寺の磨崖仏や志度寺にある海女の墓五輪塔群等の、さぬき市指定文化財の損傷がひどく、そのまま放置すれば貴重な歴史的文化遺産や資料が損なわれることになるため、早急な保護措置をとる。						
		172	古墳の復元整備	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	生涯学習課
			国指定史跡であり、四国最大規模の前方後円墳でもある富田茶臼山古墳は、古墳の墳丘自体に損傷が及んでおり、このまま放置すれば古墳の損傷がひどくなるため、早急に復元整備をする。 さぬき市の歴史文化資源として広く活用する。						

29-3 歴史・文化を保全し活用する

《重点的な取り組み》

へんろ道周辺整備や観光ルートの充実、歴史的資産の活用、平賀源内資料館(仮称)の整備を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
29 歴史・伝統文化を継承する	29-3 歴史・文化を保全し活用する	173	へんろ道周辺整備・観光ルートの充実	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	商工観光課 都市計画課

四国靈場八十八カ所を巡るへんろ道は、歴史的伝統文化の道であり、全国からのおへんろの受け入れや市民の交流の場として整備する。
また、受け継がれてきたお接待の心を育てていく。
へんろ道沿いに東屋・ベンチを併設した小公園や地区の施設・遺跡の案内板、ルートの説明・誘導板等を設置することにより、地域の観光資源と連携する歩行者回遊ルートとして、人々の交流と地域の活性化を図る。

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
29 歴史・伝統文化を継承する	29-3 歴史・文化を保全し活用する	174 新	歴史的資産の活用					→	生涯学習課
			平賀源内等、歴史文化資源の活用を図る。						
			平賀源内資料館（仮称）の整備				→		生涯学習課
			平賀源内の偉業や思想を後世に継承・顕彰し、市の文化振興にいかすため、老朽化した現在の平賀源内先生遺品館の改修にあわせて施設規模を拡大し、さぬき市の歴史的シンボル施設として整備する。						

30 新しい文化をつくる

30-1 発表活動を支援する

《重点的な取り組み》

芸術文化活動を支援するため、芸術文化施設の活用を推進します。

【取り組み概要】

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
30 新しい文化をつくる	30-1 発表活動を支援する	176	芸術文化施設の活用推進				→		生涯学習課

さぬき市の芸術文化の振興を図るため、芸術家や文化団体、学校等の諸活動を開催する度音楽ホールの運営支援を行う。

(2) これまでの取り組み

さぬき市内の文化財の保存管理と、へんろ資料館の維持管理のほか、遺跡の発掘調査を進め、一般市民に広く文化財事業を広めるために、文化財保護事業を進めています。

また、国指定重要文化財・旧恵利家住宅の保存管理や四国最大規模の前方後円墳である富田茶臼山古墳の維持管理を行い、歴史・伝統文化の継承と活用を図っています。

基本施策 8 自然環境保全と環境に配慮したまちづくり

■目標〔自然環境〕

健康な暮らしを支える自然があるまちをつくる

■目標に対する基本戦略

31 自然と緑を守る

■具体的方策

31-1 自然保全活動を進める※

31-2 森林を保全する

31-3 自然に親しむ場をつくる

(1) 重点的な取り組み

31 自然と緑を守る

31-1 自然保全活動を進める※

《最重点的な取り組み》

自然を大切にする意識をはぐくむ自然環境教育を実施します。

さぬき市の自然は、市民が誇る資産です。市民みんなで自然を守っていくという環境保全意識を持ち、自然環境保全活動を推進することを最重視します。

そのため、地域活動や学校教育の中で、幼児期から自然とふれあい、自然と人との共生のしくみや自然のすばらしさを学び、自然を大切にする意識をはぐくむ自然環境教育の実施に取り組みます。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
31 自然と緑 を守る	31-1 自然保全活動 を進める※	177 新	☆自然環境教育の実施				→		生涯学習課 学校教育課 子育て支援 課
			自然環境に関する講演会の開催や、自然観察会の実施、自然環境に関する調査を行う等、幼児期からの自然環境教育を行う。						

31-2 森林を保全する

《重点的な取り組み》

森林の保全、森林の育成整備、市有林の育成整備を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
31 自然と緑 を守る	31-2 森林を保全す る	178	森林の保全		→				農林水産課
			松くい虫の被害拡大を抑えるため、地上散布及び伐倒駆除を実施する。						

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
31 自然と緑 を守る	31-2 森林を保全す る	179	森林の育成整備						農林水産課
			「さぬき市森林整備計画」に基づき、適切な施業を推進し、森林資源の育成と森林の多面的機能の維持増進を図るため、造林事業（下刈・植栽・除間伐等）を実施する。						
		180	市有林の育成整備						農林水産課
			市有林の適切な整備を行い、公益的機能の増進及び森林資源の育成を図るため、造林事業（下刈・植栽・除間伐等）を実施する。						

31-3 自然に親しむ場をつくる

《重点的な取り組み》

自然に親しむ場として、市内各公園の環境を整備します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
31 自然と緑 を守る	31-3 自然に親しむ 場をつくる	181	公園の環境整備						商工観光課
			瀬戸内海国立公園に指定されている津田の松原を維持管理するとともに、自然環境を保全し、学習や憩いの場として、水辺に親しむ環境づくりを図る。 みろく自然公園や門入の郷、大串自然公園の環境整備を行う。 県立公園に指定されている亀鶴公園の維持管理と環境整備を行う。						

(2) これまでの取り組み

豊かな森林は、林産資源・治山治水・水源のかん養・国土の保全・自然環境保護等、その公益性は、はかりしれないものがあります。しかし、林業経営の衰退のため適切な下刈・植栽・除間伐・枝打等の保育・管理が行われず森林の荒廃は進んでいます。

市民ボランティアによる自然保全活動も一部でみられますが、市民全体には浸透しておらず、自然保全活動として広げていかなければなりません。

また、自然環境保全の場は、森林に限らず農地・河川・ため池・水辺・海と多様で、そこに生息する生物等の保全に取り組むことも必要です。学校教育では、自然環境教育、環境学習に取り組んでいますが、専門的な教育指導をする人材不足は否めません。

今後、子どもから大人まで多くの人が自然に関心を持ち、自然を大切にする意識を高めていく環境教育学習を進めるとともに、公共工事においても、今以上に自然環境保全の視点を取り入れることが大切です。

■目標〔エネルギー・資源循環〕

エネルギー・資源循環型社会のまちをつくる

■目標に対する基本戦略

32 資源循環を進める

■具体的方策

32-1 廃棄物減量・再資源化を進める※

32-2 環境管理体制をつくる

33 エネルギー循環を進める

33-1 エネルギーを有効活用する

33-2 地球温暖化を防止する

34 環境を守る

34-1 環境を保全する

34-2 環境学習を進める

34-3 環境保全体制をつくる

(1) 重点的な取り組み

32 資源循環を進める

32-1 廃棄物減量・再資源化を進める※

《最重点的な取り組み》

ごみの減量とリサイクル方針を定め、市民・事業者・行政が連携したごみ減量・リサイクルの推進を進めます。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や経済活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会への転換が求められており、ごみの減量とリサイクルを進めることを最重視します。

そのため、ごみの減量(リデュース(Reduce))、再使用(リユース(Reuse))、再資源(リサイクル(Recycle))の3Rの考えに沿ったごみ減量とリサイクルの方針を策定し、市民・事業者・行政が協働して資源循環を推進していきます。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
32 資源循環を進める	32-1 廃棄物減量・再資源化を進める※	182 新	☆ごみの減量とリサイクル方針の策定	■■■	➡				生活環境課
			ごみの減量、リサイクル等の取り組みに向けた基本方針を策定する。						
		183 新	☆ごみの減量・リサイクルの推進					➡	生活環境課
			ごみの発生抑制やリサイクルのさらなる普及促進を図り、行政・事業者・民間団体・市民等すべての主体が、自主的かつ積極的に、環境保全に取り組むよう協力体制の充実を図る。						

32-2 環境管理体制をつくる

《重点的な取り組み》

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001^{※7}を認証取得することにより、環境管理体制を構築します。

※7 ISO14001

国際標準化機構（ISO、International Organization for Standardization）は、国際的な標準規格を制定・普及・促進させる機関で、ISOとして国際的な諸規格を制定している。ISO14000シリーズとして、環境管理に関する規格があり、その中のISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様及び利用の手引きに関する規格である。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
32 資源循環 を進める	32-2 環境管理体制 をつくる	184 新	ISO14001の取得						生活環境課

地球環境問題への迅速な対応や環境リスクを事前に回避する等、市役所自らが率先して環境への負荷の低減に取り組んでいかなければならない。そのため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得し、環境管理体制を構築する。
それによって地域社会における環境への負荷低減意識の浸透を図る。

33 エネルギー循環を進める

33-1 エネルギーを有効活用する

《重点的な取り組み》

節電・節水等、日常生活における省エネルギー活動を推進し、地球にやさしい暮らし方の普及を実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
33 エネルギー循環 を進める	33-1 エネルギーを 有効活用する	185 新	省エネルギー活動の推進						生活環境課

節電・節水等、市役所での日常業務における省エネルギー活動を推進する。
公用車買い替えにあわせ、省エネルギー自動車の導入を進めていく。
施設の建て替え等において省エネルギー型機器、製品の購入拡大を進める。
太陽光、風力発電等の新エネルギー導入も検討する。

33-2 地球温暖化を防止する

《重点的な取り組み》

地球温暖化防止、地球環境保全の理解と協力を促進するための、市民・事業者への啓発活動やエコ・オフィス活動を推進します。

【取り組み概要】

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
33 エネルギー循環を進める	33-2 地球温暖化を防止する	186 新	地球にやさしい暮らし方の普及					→	生活環境課
			地球温暖化防止や、地球環境保全への理解と協力を促進するため、市民・事業者への啓発活動を推進する。 環境学習会や環境イベントを通じて、「環境にやさしい暮らしの手引き」を配布する。 環境保全に取り組む環境ボランティアとの連携強化を図る。						
		187 新	エコ・オフィス活動の推進					→	生活環境課
			地球温暖化防止に向け、市役所が率先して、省エネルギー、ゴミの減量・再使用・リサイクル等に取り組み、その成果を公表することにより、市民や事業者にエコ・オフィス活動の参加を啓発する。						

34 環境を守る

34-1 環境を保全する

《最重点的な取り組み》

自然と共に存できる生活環境を保全していくため、大気保全、騒音・振動防止、水質汚濁の防止、土壤汚染・有害化学物質の汚染の防止等、公害防止に取り組みます。

【取り組み概要】

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
34 環境を守る	34-1 環境を保全する	188	公害防止の啓発					→	生活環境課
			住民の誇りである自然を保全し、自然と共に存するため、大気保全、騒音・振動防止、水質汚濁の防止、土壤汚染・有害化学物質による汚染防止等に取り組む。 工場や事業所、農業における廃棄物等による環境汚染の防止を啓発していく。						

34-2 環境学習を進める

《重点的な取り組み》

学校教育や生涯学習と連携し、生活の中に環境保全を取り入れる姿勢を育成し、体験型環境学習の充実を図ります。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
34 環境を守 る	34-2 環境学習を進 める	189 新	体験型環境学習の充実					→	生活環境課

学校教育や生涯学習と連携し、生活の中に主体的に環境保全に取り組む姿勢を育成していく。
子どもの頃から体験型の環境学習への参加を促し、環境意識を高めていく。

34-3 環境保全体制をつくる

《重点的な取り組み》

環境保全に取り組む環境ボランティア団体等の活動支援とともに、市民・事業者・行政の連携体制を整備し、環境保全活動の支援と推進体制づくりを実施します。

[取り組み概要]

基本戦略	具体的方策	番号	取り組み事項	取り組み年度					担当部署
				17	18	19	20	21	
34 環境を守 る	34-3 環境保全体制 をつくる	190 新	環境保全活動の支援と推 進体制整備					→	生活環境課

環境保全情報の提供とともに、環境保全に積極的に取り組む環境ボランティア団体等の活動支援や、市民・事業者・行政の連携体制を整備する。

(2) これまでの取り組み

さぬき市では、大気汚染・騒音・水質汚濁等の公害やごみ等、環境問題が大きく顕在化している状況にはありませんが、台風災害に伴う廃棄物処理や不法投棄等の問題を抱えています。

さぬき市のごみは、香川東部溶融クリーンセンターにおいて、資源ごみを除く可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを高温溶融処理し、スラグやメタルとして資源化し、2次製品に利用されています。缶やビン、ペットボトル等の資源ごみは、再生業者に搬入されリサイクルされています。

さぬき市では、ほとんどのごみが高温溶融処理され、最終処分負担も少ないことがから、生ごみの減量や堆肥化、レジ袋減量やマイバック等の市民の環境行動は他の自治体に比べ、やや低調にも見受けられます。また、市民一人当たりのごみの排出量は年々増加しており、省資源、資源循環型の社会を目指す環境保全意識を啓発していくことが重要です。

SANUKI CITY



3章 目標達成のために

1 取り組みの進行管理

2 市の財政運営

3 まちづくりの指標

1 取り組みの進行管理

基本計画に掲げた取り組み事項は、計画的推進を図ります。

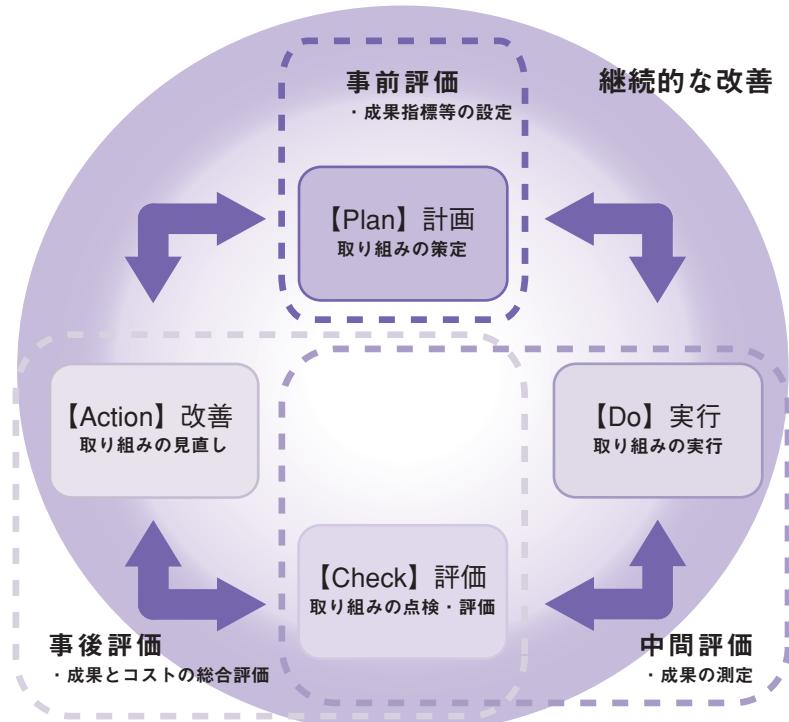
基本計画の取り組み事項の中には、単年度のものや複数年度にわたるもの等々ですが、実施方法や実施期間、時には実施目的そのものを見直すことも必要になることがあります。

今後、国、県の方針等に基づく変更や、社会情勢、市の財政状況の変化等に応じて適切に対応できるよう、取り組みの評価や改善を行う進行管理の仕組みを構築していきます。

進行管理の仕組みとして、行政評価システムを導入し、人・物・金・情報の行政資源の効率的かつ有効な配分につなげます。特に、さぬき市総合計画の進行を管理するために、指標等の数値を積極的に活用し、地域の課題を抽出しながら具体的な数値目標を定めて行政経営を行う、業績管理の考え方を導入します。さらに、市職員が責任とやりがいを持って事業が遂行できるよう、計画の推進手段として事務事業を再編成し、目標や指標等で表される政策や施策が生み出す成果の見込みをもとに予算や人を配分する仕組みを整備します。

目標年度における指標・目標数値を定め、計画立案時の「事前評価」、進行途中時の「中間評価」、終了時の「事後評価」を適宜行い、いつでも継続的に改善が図られる進行管理にします。

また、さぬき市総合計画の進行管理には、行政内部だけではなく、外部の意見を取り入れることが重要で、有識者や市民により計画の進捗状況を確認できるよう、「外部評価」の導入を検討します。公開と参加を基本姿勢とし、市民との情報交換を積極的に進め、市民と行政が協働して、行政サービスの向上と地域の発展を推進する体制を整備します。



2 市の財政運営

さぬき市を取り巻く経済情勢は、緩やかな改善を続けておりますが、雇用や個人消費はなお厳しい状況を脱していません。また、今後の経済見通しについても、厳しく、かつてのような高い成長は期待できません。

一方、市の財政は、数次にわたる景気対策への対応や各種の社会資本の充実を図るために、長年にわたって多額の市債を発行してきた結果、市債累積残高は2003年度（平成15年度）末には、一般会計ベースで300億円を超え、それに伴って公債費が増大するとともに、財源対策用の基金を含め各種基金もかなり減少しています。また、現下の経済情勢や税収の動向からすると、市税や地方交付税は、大きな伸びを期待できない等、極めて厳しい財政状況になっています。

合併市町村に特例として認められている地方交付税の合併算定替は、2011年度（平成23年度）で終了し、その後の5年間の経過措置はあるものの、確実に交付税そのものが減少することになっています。

また、合併特例事業という有利な事業展開も余すところ7年間（2011年度（平成23年度）まで）となっており、行政改革を一層進めることはもとより、歳出面では行政評価システムを活用して例外を設けず事務事業の見直しを徹底し、施策の選択をより厳しくするとともに、公共工事のコスト縮減や経費の節減合理化を進め等、財政の構造改革をより一層推進していきます。

また歳入面では、自主的、自立的な財政運営が可能となるよう、一般財源を主体とした地方財源の安定的な確保が実現できるよう努めます。

今後とも、厳しい財政状況が続きますが、創意と工夫を重ね基本計画に掲げた施策を積極的に展開することにより、「自立する都市」を創造していきます。

3 まちづくりの指標

基本施策に対する目標の指標を掲げています。

基本施策	目標	指標	現状		目標数値 2009年度 (平成21年度)	備考
			年度等	数値等		
① 活力ある 産業基盤 づくり	市内総生産が 増えしていくま ちをつくる 【産業基盤】	市内事業所数	2004年度 (平成16年度) 見込	2,602 事業所	2,700 事業所	事業所・企 業統計
		市内全産業総 生産額	—	現状データ なし	増額	要調査
	財政の収支バ ランスがとれ ているまちを つくる 【財政基盤】	経常収支比率 (参考:県内順位)	2003年度 (平成15年度)	91.2% (35位/37市町)	84.0%	県平均値
		公債費比率 (参考:県内順位)	2003年度 (平成15年度)	15.0% (21位/37市町)	14.0%	
		市税額	2004年度 (平成16年度) 見込	4,808,000 千円	4,816,000 千円	
③ 暮らしを 支える安 心快適な まちづくり	自分たちの安 全は自分たち で守れるま ちをつくる 【安全】	床上・床下浸 水災害被害年 間件数	2004年度 (平成16年度)	2,998件	減少	
		火災発生件数	2004年 (平成16年)	22件	減少	
		人口1万人当 たりの犯罪件 数	2004年度 (平成16年度) 見込	146件	減少	
	快適な日常生 活が送れるま ちをつくる 【快適】	主要地方道高 松長尾大内線 混雑度 ^{※8}	1999年度 (平成11年度)	最高混雑度 平日 1.47 休日 1.45	改善	交通量調査

※8 混雑度

調査区間の12時間の交通量に対する交通容量の比である。1.0以上は混雑を表す。

基本施策	目標	指標	現状		目標数値 2009年度 (平成21年度)	備考
			年度等	数値等		
③ 暮らしを支える安心快適なまちづくり	快適な日常生活が送れるまちをつくる【快適】	都市計画区域内の人口1人当たりの緑地確保面積	2000年度 (平成12年度)	29.1m ² /人	30.0m ² /人	
		公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合	—	現状データなし	増加	世論調査
		主要な公共施設へのアクセスが容易だと感じている市民の割合	—	現状データなし	増加	世論調査
		コミュニティバス年間乗車人員	2003年度 (平成15年度)	114,148人	172,200人	
		歩道延長	2004年度 (平成16年度) 見込	15,120m	約18,000m	道路現況調査
		汚水処理人口普及率	2004年度 (平成16年度) 見込	73.5%	約87.0%	
④ 市民が主体のまちづくり	市民の主体的な活動の活発なまちをつくる【市民主体】	ボランティア団体登録件数	2004年度 (平成16年度) 見込	58団体	70団体	
		市民からの意見募集事案(パブリックコメント)の年間件数	2004年度 (平成16年度) 見込	3件	5件	
		自治会への加入率	2004年度 (平成16年度) 見込	87.5%	90.0%	
⑤ 情報化と交流連携のまちづくり	情報コミュニケーションの活発なまちをつくる【情報化】	市ホームページ年間アクセス件数	2004年度 (平成16年度) 見込	380,000件	400,000件	
		CATV加入率	2004年度 (平成16年度) 1月現在	86.4%	90.0%	

基本施策	目標	指標	現状		目標数値 2009年度 (平成21年度)	備考
			年度等	数値等		
⑤ 情報化と 交流連携 のまちづくり	市民交流の活 発なまちをつ くる 【交流】	年間観光客数	2003年度 (平成15年度)	3,809,297 人	約4,000,000 人	香川県観光 客動態調査 (市内各觀 光施設の入 込客数)
		市内インター チェンジの1 日平均出入交 通量（上下間 合計）	2003年度 (平成15年度)	志度IC 2,113台/日 津田寒川IC 981台/日 津田東IC 1,095台/日	増加	
⑥ 健全な心 身と思想 やりをは ぐくむ健 康・福祉 のまちづ くり	健康で暮らせ るまちをつくる 【保健】	健康教室の年 間参加者人数	2003年度 (平成15年度)	9,607人	10%増	
		食生活改善推 進員養成講座 修了者人数	2002～ 2004年度 (平成14～ 16年度)	84人	150人	目標数値は 2005～2009 年（平成17 ～21年度） の合計
	安心できる医 療環境のある まちをつくる 【医療】	市民病院外来 患者数	2003年度 (平成15年度)	156,987 人	約173,000 人	
		安心して医療 が受けられると 感じている 市民の割合	—	現状データ なし	増加	世論調査
	社会的弱者が 自立できるま ちをつくる 【福祉】	小児夜間救急 医療の1日平 均受診者数	2004年度 (平成16年度) 見込	約8.3人	約9.0人	
		一時保育・休 日保育・特定 保育の年間利 用者数	2004年度 (平成16年度) 見込	一時保育 1,700人 休日保育 0人 特定保育 0人	一時保育 3,600人 休日保育 480人 特定保育 2,880人	
	安心して子ど もを生み育て ることができる と感じてい る人の割合	65歳以上人口 に占める介護 保険利用率	2004年 (平成16年) 12月末現在	就学前保護 者14.7% 小学生保護 者28.6%	就学前保護 者60.0% 小学生保護 者60.0%	アンケート 調査
		介護や支援を 必要としてい ない高齢者の 割合	2004年 (平成16年) 12月末現在	約83.5%	約85.0%	

基本施策	目標	指標	現状		目標数値 2009年度 (平成21年度)	備考
			年度等	数値等		
⑦ 主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり	差別がなく人権が守られるまちをつくる 【人権】	人権・同和教育講演会や研修会の開催回数	2004年度 (平成16年度)	35回	60回	
		生きる力と人間性豊かな心をはぐくむ教育が行われるまちをつくる 【教育】	教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数	2004年度 (平成16年度)	小学校8.8人 中学校5.7人	小学校5人 中学校4人
	生きがいを持って生涯を送れるまちをつくる 【生涯学習】	不登校児童・生徒（小・中学生）の出現率	2004年度 (平成16年度) 見込	小学生 4/2897人 0.14% 中学生 28/1555人 1.80%	小学生0.1% 中学生1.0%	
		市民スポーツ大会年間参加者人数	2004年度 (平成16年度) 見込	20,460人	約22,000人	
		図書館の年間来館者数、年間貸出蔵書数	2004年度 (平成16年度) 見込	110,000人 132,700冊	130,000人 150,000冊	
		生涯学習会の年間参加者数	2004年度 (平成16年度) 見込	168,000人	170,000人	
		姉妹都市等児童交流人数	2004年度 (平成16年度)	90人	90人	
	さぬき市の文化を学び、継承し、独自の文化を創造できるまちをつくる 【歴史・文化】	定期的にスポーツや運動をしている市民の割合	2004年度 (平成16年度)	6.3%	7.0%	アンケート調査
		趣味の会やサークル活動に参加している高齢者の割合	2004年度 (平成16年度)	5.0%	8.0%	アンケート調査
		伝統文化に関する学習会の年間参加者数	2004年度 (平成16年度) 見込	150人	500人	
		過去1年間に芸術文化・音楽・美術を鑑賞したことのある市民の人数	2004年度 (平成16年度) 見込	20,000人	25,000人	アンケート調査

基本施策	目標	指標	現状		目標数値 2009年度 (平成21年度)	備考
			年度等	数値等		
⑦ 主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり	さぬき市の文化を学び、継承し、独自の文化を創造できるまちをつくる【歴史・文化】	文化活動団体登録数	2004年度 (平成16年度)	290団体	320団体	
⑧ 自然環境保全と環境に配慮したまちづくり	健康な暮らしを支える自然があるまちをつくる【自然環境】	環境基準未達成河川(鴨部川、弁天川)の水質(BOD ^{※9})	2003年度 (平成15年度)	鴨部川 2.2mg/L 弁天川 8.5mg/L	鴨部川 2.0mg/L 弁天川 5.0mg/L	
	エネルギー・資源循環型社会を目指すまちをつくる【エネルギー】	市民1人1日当たりのごみ排出量	2003年度 (平成15年度)	約883g/人/日	約750g/人/日	
		一般廃棄物のリサイクル率	2003年度 (平成15年度)	29.3%	35.0%	
		ISO14001認証取得事業所数	2004年度 (平成16年度) 見込	3事業所	6事業所	

※9 BOD (Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)

水中の有機物を好気性バクテリアが酸素分解するのに要する酸素量であり、河川の水質指標として用いられる。値が高いほど有機物が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

SANUKI CITY



参考 戰略について

〔参考〕戦略について

基本施策ごとに目標をたて、その目標を達成、実現するための戦略として考えられるものを並べ、その中から優先的に実践すべき取り組みについて検討し、前期基本計画期間で取り組むものを整理しました。

番号を付記しているものが、基本計画において選択した戦略です。

基本施策	目標	基本戦略	具体的方策	
① 活力ある 産業基盤 づくり	市内総生産 が増えしていく まちをつくる 【産業基盤】	1 事業者数 を増やすこ とを支援す る	1-1 新規事業 者の創出を 支援する	農業 林業 水産業 商業 工業 通信 金融 サービス その他
			事業者を誘 致する	農業 林業 水産業 商業 工業 通信 金融 サービス その他
				農業 林業 水産業 商業 工業 通信 金融 サービス その他
			2-1 売れる商品・ 製品づくり を支援する	農業 林業 水産業 商業 工業 通信 金融 サービス その他
				農業 林業 水産業 商業 工業 通信 金融 サービス その他
			2-2 販路拡大を 支援する	農業 林業 水産業 商業 工業 通信 金融 サービス その他
				農業 林業 水産業 商業 工業 通信 金融 サービス その他

基本施策	目 標	基本戦略	具体的方策	
① 活力ある 産業基盤 づくり	市内総生産 が増えていく まちをつくる 【産業基盤】	2 事業者の 収益を増や すことを支 援する	2-3 既存産業 の活性化を 支援する	農業
				林業
				水産業
				商業
				工業
				通信
				金融
				サービス
				その他
② 行政改革 による健 全な財政 基盤づくり	財政の収支 バランスがと れているまちを つくる 【財政基盤】	3 税収を増や す	3-1 納税者を増 やす	住民
				事業者
				その他
			3-2 個々の税収 を増やす	徴収向上
				税額アップ・税率の見直し
				新税
				その他
			4 税以外の収 入を増やす	施設使用料・手数料
				市有財産売却
				貸付料
				その他
			4-1 行政改革を 進める	職員の意識改革
				組織改革
				システム改革
			4-2 借金を減らす	職員の意識改革
				組織改革
③ 暮らしを支 える安心 快適なま ちづくり	自分たちの安 全は自分たち で守れるまち をつくる 【安全】	5 災害に強い まちをつくる	5-1 災害に強 い基盤をつ くる	治山
				砂防
				河川
				道路
				海岸
				港湾・漁港
				ため池
				地震防災基 盤
				治山
				砂防
			5-2 火災防災基 盤	河川
				道路
				海岸
				港湾・漁港
				ため池
			5-3 消防防災基 盤	木造密集老 朽家屋改善
				建築物不燃 化
				消化設備・ 施設

基本施策	目 標	基本戦略	具体的方策					
			災害に強いまちをつくる		災害予防対策		防火体制	
③ 暮らしを支 える安 心 快適なま ちづくり	自分たちの安 全は自分たち で守れるまち をつくる 【安全】	5	災害に強い まちをつくる	5-1	災害に強 い基盤をつ くる	災害予防対 策	調査・研究 震災避難体制 水害避難体制 避難路 避難場所 防災備蓄体制 防災意識啓発 防災訓練 防災組織 その他	
				5-2	災害に対 応できる体 制をつくる	災害応急対 策	危機管理組織 災害情報収集 伝達体制 通信体制 広報活動体制 救急救助体制 交通確保体制 避難体制 医療救護体制 緊急輸送体制 ライフライン 応急体制 食料供給・ 給水体制 ボランティア 体制 防疫・保健 衛生体制 災害弱者応 急体制 廃棄物処理 体制 災害復旧対 策	
				6	犯罪をなく し市民を守 る	6-1	防犯体制をつくる	粗暴犯 知能犯 新型犯罪 その他
				6-2	防犯教育・ 啓発をする	青少年の健全育成 社会啓発		
					犯罪被害救 済のまちづ くりを進める	相談体制 相談窓口 救済体制		
				7	交通事故 を防止する	7-1	交通安全体 制をつくる	意識啓発 危険情報周知 取り締り体制 警察等との 整備連携
							交通安全基 盤づくりをす る	安全施設整備

基本施策	目 標	基本戦略	具体的方策		
③ 暮らしを支える安心快適なまちづくり	快適な日常生活が送れるまちをつくる 【快適】	8 市民生活の利便性を向上する	8-1	市民生活に必要な基盤を充実する	公共公益施設 電気ガス 交通 その他 道路 生活排水処理施設 都市計画 上水道 その他
			9	美しいまちにする	9-1 街並み(都市環境)を整備する 公園 街並み その他
			10 コミュニティ組織を活性化させる	10-1 コミュニティ体制をつくる	体制整備 場の整備
				10-2 コミュニティ活動を充実する	市民活動支援 活動団体育成
		11 市民と行政の協働を進める	11-1 市民に開かれた行政を進める	市民との対話 市長との対話 議長との対話 市民窓口サービス 情報公開 その他	
				11-2 協働の仕組みと体制をつくる	組織ボランティア 未組織ボランティア NPO法人 事業者 その他
				12-1 推進体制を充実する	
				12-2 情報コンテンツ(内容)を充実する	市政情報 地域情報 資源情報 その他
		13 情報のインフラを整備する	13-1 CATVを充実する インターネット 広報紙 その他	13-1 CATVを充実する インターネット 広報紙 その他	
				13-2 情報保護の徹底	個人情報の保護を徹底する データ保護対策を推進する その他
				14-1 対外的な市民交流を活発にする	交流を充実する 国内の交流 国外との交流
				14-2 交流施設の特色化を図る	
⑤ 情報化と交流連携のまちづくり	情報コミュニケーションの活発なまちをつくる 【情報化】	15 健康で暮らせるまちをつくる 【保健】	15-1 健康づくりを進める	心身の健康づくりを充実する	
			16-1 病気を予防し健康を保つ	生活習慣を改善する	
		17 包括的な市民ケア体制をつくる	16-2 保健指導・健康管理を充実する		
			17-1 保健・医療・福祉の連携を図る		
⑥ 健全な心身と思いやりをはぐくむ健康・福祉のまちづくり					

基本施策	目 標	基本戦略	具体的方策	
⑥ 健全な心身と思いやりをはぐくむ健康・福祉のまちづくり	安心できる医療環境のあるまちをつくる【医療】	18 市民が安心して利用できる医療施設をつくる	18-1 医療施設を充実する	
		18-2 医療設備を充実する		
	地域に密着した医療サービスを行なう	19-1 医療サービス体制を充実する		
		19-2 小児医療サービスを充実する		
		19-3 リハビリテーション・サービスを充実する		
	安心して子どもを産み育てることができるよう支援する	20-1 地域で子育てを支え合う体制にする	地 域 で 子 育て支援体制 地域での子育て環境 子どもの権利保護	
		20-2 子育て支援内容を充実する	仕事と子育ての両立 保育サービス	
			三世代同居の促進	
			その他	
		21-1 地域で障害者を支え合う体制にする	生活支援 社会参加 その他	
	障害者が自立できるよう支援する	21-2 障害者の自立支援内容を充実する	生活支援 就労支援 その他	
		22-1 地域で介護を支え合う体制にする	地域住宅介護 地域ケア体制	
	高齢者が自立できるよう支援する	22-2 高齢者の自立支援内容を充実する	介護予防 生きがい	
⑦ 主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり	差別がなく人権が守られるまちをつくる【人権】	23-1 人権・同和教育を進める		
		23-2 人権啓発を進める		
	男女共同参画社会を実現する	24-1 「さぬき市男女共同参画プラン」を推進する		
		24-2 暴力を防止し被害者を救済する		
	生きる力と人間性豊かな心をはぐくむ教育が行われるまちをつくる【教育】	25-1 学校教育を充実する	子どもの教育を充実する	主体性を引き出す教育を進める 豊かな心をはぐくむ教育を進める 社会の変化に対応した教育を進める IT教育を進める 国際理解教育を進める その他
		25-2 幼児教育を実施する		
		25-3 教職員の資質・能力を向上する		
		26-1 家庭教育を充実する	家庭や地域と連携した教育を行う	
			その他	

基本施策 目 標		基本戦略		具体的方策
⑦ 主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり	生きがいを持つて生涯を送れるまちをつくる 【生涯学習】	27 生涯学習を充実する	27-1	多様な生涯学習内容にする
			27-2	地域での学習活動を進める
			27-3	子どもの交流学習を進める
	さぬき市の文化を学び、継承し、独自の文化を創造するまちをつくる 【歴史・文化】	28 スポーツを振興する	28-1	地域でのスポーツ活動を進める
				その他
			29-1	伝統文化を学び継承する
			29-2	文化財を保全する
			29-3	歴史・文化を保全し活用する
				芸術文化
				美術学芸
⑧ 自然環境保全と環境に配慮したまちづくり	健康な暮らしを支える自然があるまちをつくる 【自然環境】	30 新しい文化をつくる	30-1	発表活動を支援する
				創作活動を支援する
				その他
			31-1	自然保全活動を進める
			31-2	森林を保全する
			31-3	自然に親しむ場をつくる
⑧ 自然環境保全と環境に配慮したまちづくり	エネルギー・資源循環型社会のまちをつくる 【エネルギー】	31 自然と緑を守る		河川・水辺を保全する
				農地を保全する
				海を保全する
			32-1	廃棄物減量・再資源化を進める
		32 資源循環を進める	32-2	環境管理体制をつくる
				産業廃棄物排出を減らす
				その他
	エネルギー循環を進め る	33 エネルギー循環を進め る	33-1	エネルギーを有効活用する
			33-2	地球温暖化を防止する
				新エネルギーを活用する
				自然エネルギーを活用する
				その他
	環境を守る	34 環境を守る	34-1	環境を保全する
			34-2	環境学習を進める
			34-3	環境保全体制をつくる
				その他

SANUKI CITY



資 料

16さ政策第20号
平成16年7月26日

さぬき市総合計画審議会
会長 明石安哲 殿

さぬき市長 赤澤申也

さぬき市総合計画基本計画(案)について(諮問)

さぬき市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、さぬき市総合計画基本計画(案)について、さぬき市総合計画審議会の意見を求めます。

平成17年2月15日

さぬき市長 赤澤申也 殿

さぬき市総合計画審議会長 明石安哲

さぬき市総合計画基本計画(案)について(答申)

平成16年7月26日付け16さ政策第20号にて諮問のあった、さぬき市総合計画基本計画(案)について、次のとおり答申します。

答 申

2002年(平成14年)4月、旧大川郡津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町の5町が合併して誕生した新しいさぬき市はその市制施行に当たり、5町合併協議会が策定した新市建設計画の方針に従って市政運営のスタートを切り、2年後の2004年(平成16年)3月には、新しい発想の下で、その後10年を見通した「さぬき市総合計画基本構想」を策定しました。基本構想は21世紀の地球環境と国際情勢の変化、国内の社会・経済システムと国民意識の変化を視野に入れ、その基本理念として「自立する都市」を掲げた極めて意欲的な構想となりました。

今回、諮問された「さぬき市総合計画基本計画(案)」は、基本構想が掲げた「自立」を最も重要なキーワードとして、これまでのすべての行政計画を再検討して再構築されたものであり、地域が自ら考え、自ら行動するための「よりどころ」となる大変重要な計画書です。さぬき市民会議などを通じて集められた多くの住民の夢と希望を盛り込んで生まれた基本構想は、自立という理想の実現に向かって進む強い意志を明らかにした、いわば「宣言」であり、基本計画は理想実現のための具体的方策を示す「戦略書」であります。

今回の基本計画(案)は計画前期の5年間にさぬき市が重点的に取り組むべき膨大な計画を網羅したものですが、同時にそれは市民、議会、行政の三者がそれぞれ目標実現に向かって取るべき行動を自己検証するための「チェックシート」となるべきものです。

また第2章に掲げられた「活力ある産業基盤づくり」「行政改革による健全な財政基盤づくり」「暮らしを支える安心快適なまちづくり」「市民が主体のまちづくり」「情報化と交流連携のまちづくり」「健全な心身と思いやりをはぐくむ健康・福祉のまちづくり」「主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり」「自然環境保全と環境に配慮したまちづくり」の8つの基本施策は、そのいずれもが相互に深く関連し、一体となって実現されるべき重要施策であることも指摘しておかねばなりません。

さぬき市総合計画審議会は、各界各層から選出されたすべての委員により、すべての項目について慎重に審議を重ねた結果、基本計画の原案を一部修正の上で、概ね適当なものであると認めました。

今後、市長におかれては、下記の5点に十分に留意した上で、総合計画基本計画の遂行に全力で努められることを要望します。

記

1. 基本構想で打ち立てた新しいさぬき市の自治の理念を十分に理解して継承し、「自立する都市」の実現のために、あらゆる計画の策定、事業の実施に当たって、市民と議会と行政がそれぞれに自立の意識をもって協調し、協働できる風土、環境、制度の整備に努めること。
2. 本来、「まちづくり」の主役である市民が、これまで以上に有効な形でふるさとづくりに参加できる環境、制度を整えると同時に、市民が自らの地域の歴史、伝統、文化について十分に学び、またさぬき市の自然環境、都市機能など地域資産の現状を十分に理解できるよう、ふるさと学習や市勢情報の提供、参加意識の啓発に努めること。
3. 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町の旧5町が古代から近世にいたるまで、一体となって繁栄してきた大いなる歴史を忘れることなく、さぬき市全体に一体感を醸成する事業、取り組みの創出を常に心掛けること。
4. 「自立する都市」の基盤づくりに不可欠な行財政改革には、特に真剣に取り組み、旧弊の無駄を省き、事業の優先順位を広く議論して明確にし、徹底した効率化を進めると同時に、有意義な未来への投資については、時機を逃さず、大胆かつ積極的に対応すること。
5. 基本計画の重点的な取り組みについては、今日の急速な社会情勢の変化に適切に対応するため、計画を柔軟に見直すための諸制度を整えること。具体的には事前評価、中間評価、事後評価の3つの段階での検証システムと同時に内部での自己評価と外部からの第三者機関による検証を併用し、事業の有効性を高めること。

さぬき市総合計画基本計画策定の経過

年月日	会議名等	内 容
2004年(平成16年) 6月15日	平成16年度第1回さぬき市 総合計画策定委員会	・さぬき市総合計画策定作業の進め方について ・施策事業調査シートについて
2004年(平成16年) 7月 5日	政策審議会	・さぬき市総合計画基本計画の策定について
2004年(平成16年) 7月26日	平成16年度第1回さぬき市 総合計画審議会	・さぬき市総合計画基本計画(案)諮問 ・さぬき市総合計画基本計画(案)について
2004年(平成16年) 10月 6日	平成16年度第2回さぬき市 総合計画策定委員会	・さぬき市総合計画基本計画(中間案)重点 的な取り組みについて
2004年(平成16年) 10月18日	さぬき市総合計画基本計 画策定に伴う打ち合せ会	・さぬき市総合計画基本計画(中間案)重点 的な取り組みについて
2004年(平成16年) 10月26日	平成16年度第2回さぬき市 総合計画審議会	[台風災害により延期]
2004年(平成16年) 11月 9日	平成16年度第2回さぬき市 総合計画審議会	・さぬき市総合計画基本計画(中間案)につ いて
2004年(平成16年) 11月16日	平成16年度第3回さぬき市 総合計画審議会	・さぬき市総合計画基本計画(中間案)重点 的な取り組みについて
2004年(平成16年) 12月7日～12月21日	平成16年さぬき市議会 第4回定例会	・さぬき市議会の議決事件に関する条例(議 員提出議案)により、さぬき市総合計画基本 計画は議会の議決すべき事件となる
2004年(平成16年) 12月14日	平成16年度第4回さぬき市 総合計画審議会	・さぬき市総合計画基本計画(中間案)重点 的な取り組みについて
2005年(平成17年) 1月20日	平成16年度第3回さぬき市 総合計画策定委員会	・さぬき市総合計画基本計画(案)について
2005年(平成17年) 2月 2日	さぬき市総合計画基本計 画策定に伴う打ち合せ会	・さぬき市総合計画基本計画(案)について
2005年(平成17年) 2月 6日	平成16年度第5回さぬき市 総合計画審議会	・さぬき市総合計画基本計画(案)について
2005年(平成17年) 2月15日	平成16年度第6回さぬき市 総合計画審議会	・さぬき市総合計画基本計画(案)について ・答申
2005年(平成17年) 3月1日～3月23日	平成17年さぬき市議会 第1回定例会	・議会上班、議決 ・さぬき市総合計画基本計画について

「自立する都市」
さぬき市総合計画 基本計画

さぬき市
2005年(平成17年)3月 発行

〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8
tel 087-894-1111
fax 087-894-4440

